

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック 競技大会に向けた政府の取組」資料集

平成28年10月

内閣官房
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局

【参考資料 目次】

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組」 資料集

【大会の円滑な準備及び運営】

- ①セキュリティの万全と安全安心の確保14
- 1.セキュリティ対策検討・推進体制の整備（内閣官房、警察庁等）
 - 2-a.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（法務省、警察庁等）
 - 2-b.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（財務省、警察庁等）
 - 2-c.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（内閣官房等）
 - 3-a.大会運営に係るセキュリティの確保（警察庁等）
 - 3-b.大会運営に係るセキュリティの確保（海上保安庁）
 - 4.警戒監視、被害拡大防止対策等（防衛省）
 - 5-a.NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化（厚生労働省、警察庁）
 - 5-b.NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化（総務省、警察庁）
 - 6.サイバーセキュリティ確保のための取組の推進（内閣官房等）
 - 7.首都直下地震対策の強化（内閣府等）
 - 8.避難誘導対策の強化（内閣府等）
 - 9.感染症対策の推進（厚生労働省）
 - 10.食中毒予防策の推進（厚生労働省）

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策 ……………28

- 11. 出入国審査の円滑化（法務省等）
- 12. CIQ体制の強化等（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省等）
- 13. 首都圏空港の機能強化（国土交通省）
- 14. 空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 15. 道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 16. 大会開催時の輸送（警察庁、国土交通省）
- 17. 多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 18. 無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 19. 宿泊施設の供給確保に向けた対策（観光庁、厚生労働省、内閣府）
- 20. 医療機関における外国人患者受入環境整備（厚生労働省、観光庁）
- 21. 外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）
- 22. 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省）
- 23. 外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備（経済産業省）

③暑さ対策・環境問題への配慮 ……………41

- 24. 環境配慮の推進（環境省等）
- 25-a. 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省、国土交通省、環境省等）
- 25-b. 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省）
- 26-a. アスリート・観客の暑さ対策の推進（内閣官房等）
- 26-b. アスリート・環境にやさしい道づくり（国土交通省等）

※以下は前掲

- 21. 外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）

④メダル獲得へ向けた競技力の強化 ……………46

- 27. 競技力の向上（文部科学省）
- 28. 強化・研究拠点の在り方（文部科学省等）
- 29. 自衛官アスリートの育成及び競技力向上（防衛省）
- 30. 射撃競技における競技技術の向上（警察庁等）

⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備	50
○31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備（文部科学省等）	
⑥新国立競技場の整備	51
○32.新国立競技場の整備等（内閣官房、文部科学省等）	
⑦教育・国際貢献等によるオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及、ボランティア等の機運醸成	52
○33.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）	
○34.国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及（文部科学省）	
○35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）	
○36. Specialプロジェクト2020の実施（文部科学省等）	
⑧その他	56
○37.記念貨幣の発行等に向けた発行検討（財務省）	
○38.大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等（総務省、文部科学省）	
○39.記念自動車ナンバープレートの発行（国土交通省）	
○40.知的財産保護のあり方検討（経済産業省等）	
○41.式典等大会運営への協力検討（防衛省）	
○42.建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（国土交通省等）	
○43.大会に向けた各種建設工事における安全確保（厚生労働省）	

【大会を通じた新しい日本の創造】

（1）大会を通じた日本の再生

①被災地の復興・地域活性化	63
○44.被災地と連携した取組の検討（内閣官房、復興庁等）	
○45.ホストタウンの推進（内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等）	
○46.対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信（経済産業省、文部科学省等）	
○47.東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大（内閣官房、経済産業省等）	

②日本の技術力の発信67

- 48.社会全体のICT化の推進（総務省等）
- 49.大会における最新の科学技術活用具体化（内閣府等）
- 50.自動走行技術を活用した次世代都市交通システム（内閣府等）
- 51.先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現（文部科学省等）
- 52-a.高精度衛星測位技術を活用した新サービス（観光サービス）（内閣府、経済産業省等）
- 52-b.高精度衛星測位技術を活用した新サービス（スポーツ・健康サービス）（内閣府、経済産業省等）
- 53.義肢装具等の先端技術の発信（厚生労働省等）

※以下は前掲

- 25-a.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省、国土交通省、環境省等）
- 25-b.分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決（経済産業省）

③外国人旅行者の訪日促進74

- 54.「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興（内閣官房、観光庁等）
- 55.水辺環境の改善（国土交通省）

※以下は前掲

- 14.空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 15.道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 17.多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 18.無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 19.宿泊施設の供給確保に向けた対策（観光庁、厚生労働省、内閣府）
- 20.医療機関における外国人患者受入環境整備（厚生労働省、観光庁）
- 21.外国人来訪者等への救急・防災対応（総務省）
- 22.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省）
- 23.外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備（経済産業省）
- 35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）
- 48.社会全体のICT化の推進（総務省等）

※以下は後掲

- 56.文化を通じた機運醸成（内閣官房、文部科学省等）
- 57-a.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 57-b.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 58-a.クールジャパンの効果的なPRの実施（経済産業省等）
- 58-b.クールジャパンの効果的なPRの実施（内閣府）
- 59.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）

(2) 日本文化の魅力の発信76

- 56.文化を通じた機運醸成（内閣官房、文部科学省等）
- 57-a.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 57-b.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省、厚生労働省等）
- 58-a.クールジャパンの効果的なPRの実施（経済産業省等）
- 58-b.クールジャパンの効果的なPRの実施（内閣府）
- 59-a.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）
- 59-b.和食・和の文化の発信強化（内閣官房、農林水産省等）

※以下は前掲

- 35.スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催（文部科学省等）

(3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現83

- 60.障害者スポーツの普及促進（文部科学省）

※以下は前掲

- 27.強化・研究拠点のあり方（文部科学省等）
- 28.競技力の向上（文部科学省）
- 31.国内アンチ・ドーピング活動体制の整備（文部科学省等）
- 32.新国立競技場の整備等（内閣官房、文部科学省等）
- 33.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）
- 34.国内のオリンピック・パラリンピックムーブメントの普及（文部科学省）

※以下は後掲

- 61.地域スポーツの推進（文部科学省）

(4) 健康長寿・ユニバーサルデザインによる共生社会の実現

①大会を弾みとした健康増進・受動喫煙防止84

- 61.地域スポーツの推進（文部科学省）
- 62.受動喫煙防止対策の推進（厚生労働省、内閣官房等）

②ユニバーサルデザイン・心のバリアフリー86

- 63.大会に向けたアクセシビリティの実現（内閣官房等）
- 64.大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進
（内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等）
- 65.バリアフリー対策の強化（国土交通省等）
- 66.ICT化を活用した行動支援の普及・活用（国土交通省、総務省）
- 67.大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進（内閣府等）

※以下は前掲

- 32.新国立競技場の整備（内閣官房、文部科学省等）
- 36.Specialプロジェクト2020の実施（文部科学省等）

注：内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室（略称：内閣オリパラ室）は、平成27年6月25日に廃止され、内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局（略称：内閣官房オリパラ事務局）に改編されている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の概要

第32回オリンピック競技大会

2020年（平成32年）
7月24日（金）～8月9日（日）〈予定〉

33競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、卓球、馬術、フェンシング、柔道、バドミントン、射撃、近代五種、カヌー、アーチェリー、テコンドー、トライアスロン、ゴルフ、ラグビー
※以下は、第129回IOC総会において承認された追加5競技
野球・ソフトボール、空手、スケートボード、
スポーツクライミング、サーフィン

第16回パラリンピック競技大会

2020年（平成32年）
8月25日（火）～9月6日（日）〈予定〉

22競技

アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、カヌー、自転車、馬術、5人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、射撃、シッティングバレーボール、水泳、卓球、テコンドー、トライアスロン、車椅子バスケットボール、車いすフェンシング、ウィルチェアーラグビー、車いすテニス

○第31回オリンピック競技大会（リオデジャネイロ）

- ・2016年（平成28年）
8月5日（金）～8月21日（日）
- ・205か国・地域と難民選手団
- ・28競技、306種目 参加選手数 約11,000人

○第18回オリンピック競技大会（東京）

- ・1964年（昭和39年）
10月10日（土）～10月24日（土）
- ・93か国・地域
- ・20競技、163種目 参加選手数 約5,100人

○第15回パラリンピック競技大会（リオデジャネイロ）

- ・2016年（平成28年）
9月7日（水）～9月18日（日）
- ・159か国・地域と難民選手団
- ・20競技・528種目 参加選手数 約4,300人

○第2回パラリンピック競技大会【愛称】（東京）

- ・1964年（昭和39年）
11月8日（日）～11月12日（木）
- ・21か国・地域
- ・9競技・144種目 参加選手数 約370人

開催決定後の主な動き①

※下線は政府の動き

【平成25年】

- 9月 7日 IOC総会で東京が開催都市に決定
- 9月13日 下村文部科学大臣(当時)を東京オリンピック・パラリンピック担当大臣に発令
- 10月 4日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室の設置
- 10月11日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第1回)
- 11月14～15日 IOCオリエンテーションセミナー

【平成26年】

- 1月19～20日 IPCオリエンテーションセミナー
- 1月24日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会設立(理事会・評議員会・調整会議の実施)
- 1月31日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第1回)
(同幹事会を、3月27日(第1回)、7月30日(第2回)に開催)
- 4月2～4日 IOCプロジェクトレビュー
- 4月22日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第1回)
- 6月 2日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局:組織委員会)(第1回)
- 6月25～27日 IOC調整委員会
- 7月18日 ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議(第1回)
- 9月30日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第2回)
- 10月 4日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第2回)
- 11月18～19日 IOCプロジェクトレビュー
- 12月15～16日 IPCプロジェクトレビュー

開催決定後の主な動き②

※下線は政府の動き

【平成27年】

- 1月15日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局:組織委員会)(第2回)
- 1月27日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議(第3回)
- 1月30日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第3回)
- 2月27日 大会開催基本計画策定 (組織委員会)
- 4月17日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第3回)
(同幹事会を、4月24日(第3回)、8月6日(第4回)に開催)
- 5月27日 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 成立
- 6月 3日 IPCエグゼクティブレビュー
- 6月25日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 設置
遠藤利明東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 就任
- 6月30日～7月2日 IOC調整委員会
- 7月21日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第1回)
(同閣僚会議を、8月10日(第2回)、8月14日(第3回)に開催)
- 7月24日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第1回)
- 7月31日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第4回)
- 8月28日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第4回) ※新国立競技場整備計画発表
- 9月30日 ホストシティ・タウン構想に関する関係省庁連絡会議(第2回)
- 9月30日 IOCへ種目追加の提案 (組織委員会)
- 10月 1日 スポーツ庁設置
- 10月13日～14日 IOCプロジェクトレビュー
- 11月27日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第2回)
※同日の閣議にて「オリパラ基本方針」を閣議決定
- 12月22日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第5回)
※「新国立競技場整備事業 優先交渉権者の選定結果」公表

開催決定後の主な動き③

※下線は政府の動き

【平成28年】

- 1月18日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議(事務局:組織委員会)(第3回)
- 1月21日～22日 IOCプロジェクトレビュー
- 1月25日 アクション&レガシープラン 中間報告発表
- 1月25日 受動喫煙防止対策強化検討チーム(第1回)
- 1月26日 ホストタウン関係府省庁連絡会議(第3回) ※ホストタウン第一次登録44件公表
- 1月29日 関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第5回)
- 2月19日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第3回)※持回り開催
※ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議を設置
- 2月22日 ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議(第1回)
(同連絡会議を、6月7日(第2回)に開催)
- 3月8日 新国立競技場の聖火台に関する検討ワーキング・チーム設置
(同ワーキングチームを、3月11日(第1回)、3月25日(第2回)、4月8日(第3回)に開催)
- 4月15日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第3回)
(同幹事会を、4月21日(第5回)、7月21日(第6回)に開催)
- 4月25日 大会エンブレム発表
- 4月28日 新国立競技場の聖火台に関する検討ワーキング・チーム(第4回)
※「新国立競技場の聖火台の設置場所について」を取りまとめ
- 5月25日～26日 IOCエグゼクティブミーティング
- 5月31日 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部(第4回)※持回り開催
※2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る
関係省庁等連絡会議を設置
- 6月3日 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議(第1回)

開催決定後の主な動き④

※下線は政府の動き

【平成28年】

- 6月14日 ホストタウン第二次登録47件公表(登録数91件)
- 7月25日 アクション&レガシープラン2016策定(組織委員会)
- 8月2日 ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議(第3回)
※同日の会議にて「ユニバーサルデザイン2020中間とりまとめ」を策定
- 8月3日 丸川東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣 就任
- 8月3日 第129回IOC総会において、組織委員会が提案していた追加種目(5競技18種目)が決定
- 8月5日～21日 第31回オリンピック競技大会(リオデジャネイロ)
- 9月7日～18日 第15回パラリンピック競技大会(リオデジャネイロ)
- 9月30日 新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議(第6回)

注1：「内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室」(略称：内閣オリパラ室)は、平成27年6月25日に廃止され、「内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局」(略称：内閣官房オリパラ事務局)に改編されている。

注2：「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係省庁連絡会議」は、11月27日付で「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議」に名称変更されている。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会体制

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

(競技大会の計画・準備・開催等を担当)

評議員会

理事会

【名誉会長】

御手洗 富士夫：一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長/
キヤノン株式会社代表取締役会長兼CEO

【会 長】

森 喜朗：元内閣総理大臣/公益財団法人日本体育協会名誉会長

【副会長】

津賀 一宏：パナソニック株式会社代表取締役社長

富岡 勉：文部科学副大臣/内閣府副大臣

河野 一郎：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構理事

竹田 恆和：国際オリンピック委員会委員/公益財団法人日本オリンピック委員会会長

山脇 康：国際パラリンピック委員会理事/公益財団法人日本障がい者スポーツ協会/
日本パラリンピック委員会委員長

山本 隆：東京都副知事

【専務理事】

武藤 敏郎：株式会社大和総研理事長

顧問会議

政府をはじめ
各界代表者

(2016年7月25日現在)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた政府の体制図

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
本部長：安倍内閣総理大臣

丸川東京オリンピック・パラリンピック大臣

大会の円滑な準備及び運営に関する施策を
総合的かつ集中的に推進するため行政各部
の所管する事務の調整を担当

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局

事務局長 - 平田竹男 内閣官房参与
関係省庁等の職員で構成

(内閣官房オリパラ事務局)

各省庁が責任を持って開催準備及び関連する取組を担う

内閣官房

人事院

内閣府

宮内庁

警察庁

金融庁

消費者庁

復興庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

支援 ↓ 連携

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

東京都

JOC、JPC、地方公共団体 等

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

1. セキュリティ対策検討・推進体制の整備

【概要】

○閣僚会議においてセキュリティ対策の進捗管理を行うことをIOCに対して明確化するとともに、関係府省庁によるセキュリティ幹事会、テロ対策WT及びサイバーセキュリティWTを平成26年10月に設置。今後の課題や緊密な連携についての確認とあわせ、計画・運営段階において関係機関を主導するシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を登録。また、セキュリティ幹事会において、平成29年7月を目途に、情報集約、リスク分析等を行うセキュリティ情報センターを警察庁に設置することを決定。

【体制】

オリパラ推進本部（本部長：安倍総理）

←IOCが設置を求める
TOGC（Tokyo Olympic Games Council）に相当

*平成26年10月のセキュリティ幹事会設置当時は「オリパラ閣僚会議」

オリパラ関係府省庁連絡会議（議長：杉田副長官）

セキュリティ幹事会

- 座長 - 内閣危機管理監
- 座長代理 - 内閣官房オリパラ事務局長、内閣官房副長官補（内政）、内閣官房副長官補（事態・NISCセンター長）、警察庁次長（シニア・セキュリティ・コマンダー）
- 構成員 - 内閣官房（内政・オリパラ事務局・事態・内調・NISC）、内閣府（防災）、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、国交省、海上保安庁、原子力規制庁、防衛省の局長級
- オブザーバー - 東京都、組織委、警視庁、東京消防庁の幹部
- 事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房において処理

テロ対策WT

- 座長 - 内閣審議官（事態、内政）
- 座長代理 - 内閣審議官（オリパラ事務局）、警察庁審議官
- 構成員 - 関係省庁の課長級
- オブザーバー - 関係機関の幹部
- 事務局 - 警察庁、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房において処理

サイバーセキュリティWT

- 座長 - 内閣審議官（NISC副センター長）
- 座長代理 - 内閣審議官（オリパラ事務局）、警察庁審議官
- 構成員 - 関係省庁の課長級
- オブザーバー - 関係機関の幹部
- 事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、防衛省の協力を得て内閣官房において処理

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する検討会

セキュリティ情報センター

- 平成29年7月を目途に警察庁に設置予定
- 大会の安全に関する情報を集約
- 関係機関等と協力し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析、評価を行い、国の関係機関等に対し必要な情報を随時提供

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

2-a. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

【概要】

- 平成27年1月から、航空会社に対し、乗客予約記録（PNR）の報告を求めることができる制度を開始し、平成28年1月からは、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由でのPNRの電子的取得の開始により、より効果的・効率的な外国人の入国審査を実施。
- 不審・危険動向等の未然防止に向け、情報収集・分析機能の強化と国内外の関係機関との連携強化等を推進。

<入国管理局>

【乗客予約記録（PNR）の報告】

「入国審査官は、航空機の到着前に航空会社等に乗客予約記録の報告を求めることができる。」（入管法第57条第8項）

（報告を求める項目）

- ・ 予約者に関する事項：身分事項、旅券番号等
- ・ 予約内容に関する事項：同行者、旅行代理店名等
- ・ 携帯品等に関する事項：手荷物の個数等

（乗客予約記録の活用例）

事前旅客情報（API）によって把握した要注意人物の乗客予約記録（PNR）の報告を求めることで、当該要注意人物の同行者を割り出し、同行者を含め厳格な審査を実施。

【参考：その他の水際対策の取組】

- 事前旅客情報（API）を活用し航空機が到着する前に、乗客名簿と要注意人物リストを照合
- 外国人に個人識別情報（指紋・顔写真）の提供を義務付け要注意人物リストと確実に照合。また、平成28年10月から、テロリスト等の顔画像との照合を開始。
- テロリスト等の入国防止に必要な出入国管理に資する情報の収集・分析機能の強化

<公安調査庁>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた 主な取組

- 1 情報収集・分析能力の強化
 - 対外情報収集機能の強化
 - 過激派等の大会開催上脅威となる国内外の団体等洗い出しのための情報網の構築
 - サイバーテロ動向関連情報収集の強化
 - 国内テロ調査の強化
- 2 国内外の関係機関との連携強化
- 3 海外進出企業等への危険情報提供の強化
- 4 調査活動を支える人的・物的基盤整備

【大会の円滑な準備及び運営】 ① セキュリティの万全と安全安心の確保

2-b. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

セキュリティ確保

外国から持ち込まれる脅威への対応

- ベルギーの爆破テロ事件やバングラデシュにおける邦人殺害テロ事件など最近の厳しいテロ情勢を受け、国内におけるテロの未然防止のため、テロ関連物資の国内流入を水際で阻止する必要。

【概要】

- 税関における、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた水際対策として、「セキュリティ確保」と「円滑な入国・通関」の両立が重要。
- その両立を実現するためには、以下の3点がポイント。
 - ① リスク分析に必要な事前情報の取得・活用
 - ② 国内外の関係機関との連携強化
 - ③ CIQの人的・物的体制の充実・強化

円滑な入国・通関

入国旅客・輸入貨物の増加への対応

- 入国者数は2015年で約3,600万人。特に、訪日外国人はここ3年で急増（836万人→1,974万人）し、今後更なる増加の見込み。
- 輸入貨物も増加。（申告件数は10年で1.4倍）
- 大多数のリスクの低い入国者・貨物につき、円滑な入国・通関を確保する必要。

① リスク分析に必要な事前情報の取得・活用

- 航空機旅客に係る事前情報の取得・活用
 - 事前旅客情報（API）の報告を義務化（NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による電子的報告も可）（平成19年2月施行）
 - 乗客予約記録（PNR）の報告を求めることを可能にする規定を整備（平成23年10月施行）
 - PNRもNACCSによる電子的報告を可能とする規定を整備（平成27年4月施行）
 - 全旅客のPNRのNACCSによる電子的報告を求め、ほぼ全ての航空会社から取得、電子的 P N R の分析・活用等を情報センターにて一元的に行い、効果的・効率的取締りを実施（平成27年7月～）
- 海上コンテナ貨物に係る積荷情報の出港前報告を義務化（平成26年3月施行）
- 航空貨物・国際郵便物に係る事前情報の電子的取得・活用を検討

② 国内外の関係機関との連携強化

- 警察・海上保安庁・入国管理局等の国内関係機関との連携による合同訓練・合同取締り・情報交換の実施
- 税関相互支援協定の締結等により、外国税関当局等との情報交換を実施（平成28年9月現在：31ヶ国・地域）

③ CIQの人的・物的体制の充実・強化

※「3.輸送 ④CIQ（税関・入管・検疫）」を参照

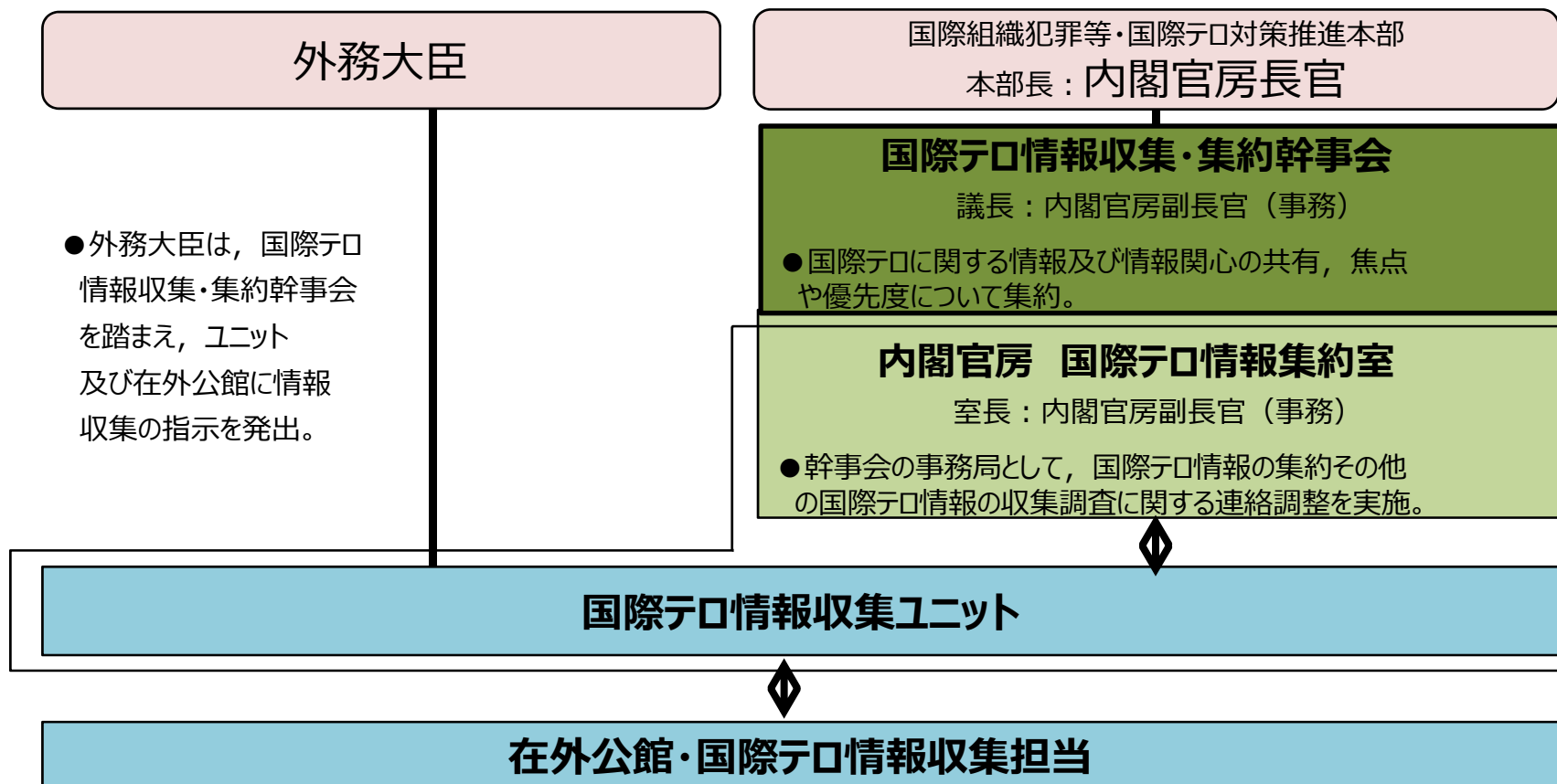
【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

2-c. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

【概要】

- 邦人関連事案に関する国際テロ情報の収集等を抜本的に強化するため、平成27年12月8日、①国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部に「国際テロ情報収集・集約幹事会」、②内閣官房に「国際テロ情報集約室」、③外務省（総合外交政策局）に「国際テロ情報収集ユニット」を設置。
- 平成28年9月2日、「国際テロ情報収集ユニット」の関係要員の約倍増を決定。

国際テロ情報収集・集約体制の概要



- 国際テロ情報収集ユニットに配置される4名の幹部級職員等が東南アジア、南アジア、中東、北・西アフリカの4地域を分担。
- 国際テロ情報収集ユニット員は、すべて国際テロ情報集約室員としての身分も保有。
- 4地域の拠点となる在外公館にも国際テロ情勢、現地事情や語学に精通する適任者を省庁横断的に増員配置。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

3-a. 大会運営に係るセキュリティの確保

【概要】

- テロや災害等に備え、情報収集・分析の強化、重要施設の警戒警備及び対処能力の強化、大会主催者等との連携強化等を推進。
- 平成27年6月、大会開催までにテロ対策を強力に推進していくため、「警察庁国際テロ対策強化要綱」を取りまとめ。
- 競技施設等の設計段階からセキュリティの視点を盛り込むため、新国立競技場の設計に関する協議に参画するとともに、競技会場等予定地の実査に着手。
- 平成27年4月、大会に向けたセキュリティ協力を強化するための警察庁・英国内務省間意図表明文書に国家公安委員会委員長が署名。
- セキュリティ幹事会において、平成29年7月を目途に、情報集約、リスク分析等を行うセキュリティ情報センターを警察庁に設置することを決定。

情報収集・分析の強化

国の安全に対する脅威を的確に評価し、事案対処に万全を期すため、関連する情報の収集・分析の強化や違法行為の取締りを徹底。

重要施設の警戒警備及び対処能力の強化

首相官邸、空港、原子力関連施設、米
国関係施設等の重要施設や鉄道等の
公共交通機関の警戒警備を徹底すると
ともに、テロ対処部隊等の対処能力を強
化。

大会主催者等との 連携強化

セキュリティ対策を講じる大会主催者、
関係機関との連携を強化するとともに、
地域住民や民間事業者等の協力を得
て行う官民一体のテロ対策を徹底。

「警察庁国際テロ対策強化要綱」の取りまとめ

大会開催までに各種テロ対策を
強力に推進。(H27.6)



日英意図表明文書への署名

警察庁と英国内務省間での
セキュリティ協力を強化。(H27.4)



新国立競技場設計協議への参画

競技会場等予定地の実査

競技施設等の設計段階からセキュリティの視点を反映 (H25~)

セキュリティ情報センター設置に向けた検討

平成29年7月を目途に、情報集約、リスク分析等を行うセキュ
リティ情報センターを警察庁に設置予定。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

3-b. 大会運営に係るセキュリティの確保

【概要】

- オリンピック・パラリンピックに向けて、競技会場・重要施設やこれらの周辺海域におけるテロ未然防止の為の警備体制の強化を図るとともに、海上交通の安全対策等を実施。

大会を取り巻く環境

緊迫化する警備情勢

- ・邦人が犠牲となるテロの発生
- ・フェリーターミナル等のソフトターゲットを狙ったテロの発生
- ・「ドローン」等の新たな機器の出現

⇒ **新たなテロ脅威に対応した対応体制の確立が必要**

海に近接する大会関係施設

- ・大会会場や選手村等が臨海部に多数存在
- ・観客、マスコミ等が臨海部に集中

⇒ **海からのテロ攻撃、妨害活動の可能性**

首都(東京湾内外)で行われる大会

- ・港湾、重要施設が多数存在
- ・広範囲かつ多岐にわたる海域利用

⇒ **船舶交通の整流、海域利用の住み分けが必須**

主な取組

- **海上警備体制の強化**
- **海上交通の安全対策の強化**
- **情報収集・分析の強化**
- **関係機関との連携強化**

具体的な取組

● 海上警備体制の強化

- ・ テロ脅威等に対する対応体制の整備

○ 港湾における水際対策・危機管理体制の強化

○ 警備体制の強化

- ・ 船艇、航空機等勢力による競技会場・臨海部重要施設の警戒警備

○ 官民一体となったテロ対策の推進

- ・ 事業者による自主警備との連携強化
- ・ 国民一般のテロ防止意識啓発



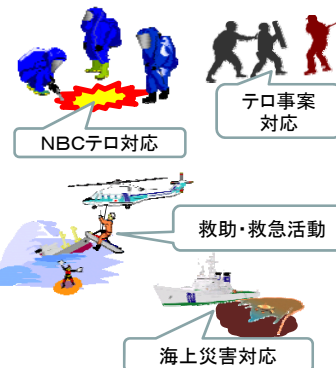
未然防止

○ テロへの対応能力・体制の強化

- ・ テロ対処部隊の知識、技能の向上及び能力基盤の整備・強化

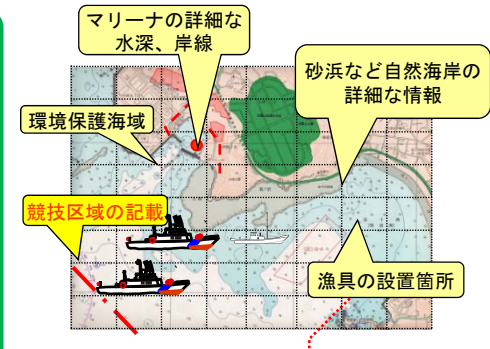
○ テロに備えた救助・救急体制の強化

○ テロによる海上災害に備えた防災体制の強化



事態対応

- ・ 海図・警備用参考図等の整備



● 海上交通の安全対策の強化

- ・ マリーナや通航船舶等の実態調査
- ・ 的確な港長業務の実施
- ・ 海上交通の安全に関する情報提供
- ・ 迅速な救助対応



- **情報収集・分析の強化**

- ・ 国内外のテロ関連情報収集・分析等
- ・ 海外大会における諸施策の分析・活用

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

4. 警戒監視、被害拡大防止対策等

【概要】

○競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視や、災害・テロ等が発生した場合の警察等の関係機関と連携した自衛隊による被災者救援・被害拡大防止に係る施策について検討を開始。

【具体的な取組（過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの）】

- 競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視
- 災害、テロ等が発生した場合の被災者の救援、被害の拡大防止等
- その他、セキュリティ確保に向けた各種の政府レベルの取組への協力



伊勢志摩サミットや2010日本A P E C首脳会議の対応例

- 航空機等により、会場周辺空域等において所要の警戒監視を実施
- 不測事態に対処するため、特殊武器防護部隊等の待機態勢を強化
- 駐屯地等における警備の強化

・伊勢志摩サミット（平成28年5月26日及び27日）
・2010日本A P E C首脳会議（平成22年11月13日及び14日）

（参考）

『立候補ファイル（日本語版）
11大会の安全、セキュリティ及び医療サービス』（抜粋）

防衛省・自衛隊は、必要に応じて、国内法の定めるところにより、国土交通省により設定された競技会場上空の「飛行制限区域」や、競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視を実施し、関係省庁等に必要な情報を提供するとともに、その他所要の支援を実施する。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

5-a. NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

○「化学テロリズム対策についての提言」（厚生科学審議会健康危機管理部会、平成26年7月）において、大会等大規模国際イベントに備え、解毒剤の備蓄など化学テロについての対応強化の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、平成26年度に備蓄を開始。天然痘テロに備えたワクチン備蓄を引き続き実施。

厚生科学審議会

健康危機管理部会

※ 特定事項の審議のため、2分科会と14部会を設置

化学テロリズム対策についての緊急提言

大会等の大規模国際イベントの国内開催が予定される中で、化学テロ対応強化が必要

提言①

厚生労働省は、国及び都道府県が備蓄することが適切な解毒剤等の医薬品の種類を定めるとともに、希少ゆえ、都道府県や医療機関レベルで購入することが非効率な医薬品を中心に、備蓄に向けた準備を行うこと。

なお、リスク分散の観点から、備蓄は国内の複数箇所で行える体制が望ましい。

提言②

発災から一定時間以内に初期投与できる体制を整えるべく、各都道府県の医療提供体制の実情に応じた備蓄及び配送に関する計画の策定を促すこと。

提言③

解毒剤等の医薬品の確保と併せて、医療機関における受入体制の充実ならびに早期治療を開始するための病院前医療体制の向上に努めること。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

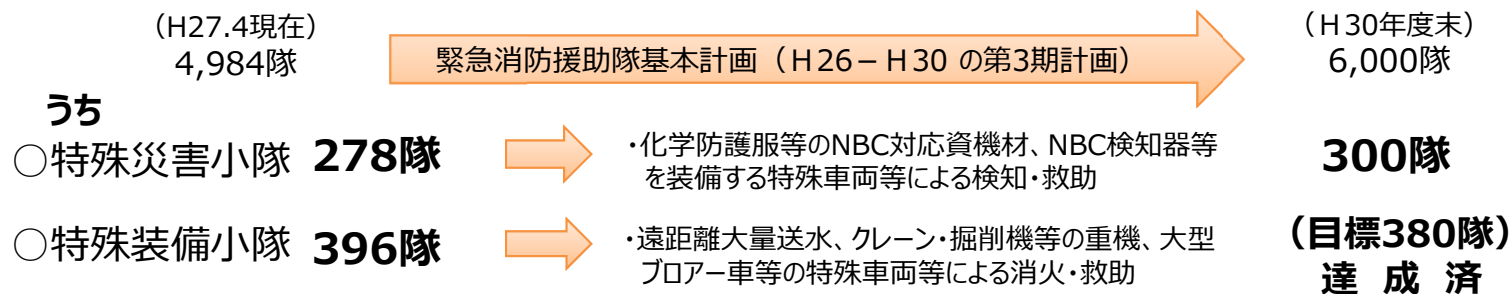
5-b. NBC（核・生物・化学物質）テロ対策の強化

【概要】

○NBC災害対応力強化のため、特殊災害小隊等の緊急消防援助隊の増隊・強化や、大型除染システム搭載車の配備、テロ災害への対応能力向上のための国と地方公共団体との共同訓練の充実強化等を進めるほか、対応に万全を期すため、消防機関等が今後取り組むべき課題及び対応策を「大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果」において取りまとめ、平成27年4月に公表。

具体的な取組

① NBC災害対応力強化のため、特殊災害小隊等の緊急消防援助隊を増隊・強化。



② 除染活動（水洗浄等により要救助者に付着する危険物質を物理的に除去する）に用いる大型資機材を積載し、短時間に大量の除染が可能な大型除染システム搭載車や化学・生物剤検知器等のNBC対応の車両・資機材等を配備

③ NBC災害時における消防機関の活動マニュアルの見直し（H26.3）

- ・化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル
- ・原子力施設等における消防活動対策マニュアル

④ 各種検知器による疑剤の測定など、消防大学校での実務講習（NBCコース）をより実戦に即したものに充実

⑤ 国民の保護のための措置が必要となる事案への対応能力向上のため、国と地方公共団体の共同訓練を充実強化



大型除染システム搭載車

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

6. サイバーセキュリティ確保のための取組の推進

【概要】

○サイバーセキュリティ基本法に基づく新たな「サイバーセキュリティ戦略」を平成27年9月に閣議決定。同戦略に基づき、大会の運営に大きな影響を及ぼし得る重要システム・サービスを対象としたリスク評価に基づく対策の促進や、大会組織委員会を含めた関係組織との情報共有の中核的組織としての対処体制（オリンピック・パラリンピックCSIRT）の整備に向け、検討を実施している。

サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、そしてその先の2020年代初頭までの将来を見据えつつ、今後3年程度の基本的な施策の方向性を示す。
- 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を創出・発展させ、もって「経済社会の活力の向上及び持続的発展」、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」、「国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障」に寄与することを目的とする。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、リスクの明確化、実践的対処体制の構築、十分な演習・訓練を実施。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

リスク評価に基づく
対策の促進
(事前対応のための取組)

- 大会の開催・運営に影響を与える重要なサービスを提供する事業者等を選定。
- 選定された事業者等における継続的なリスク評価の実施に向けて手順書を作成し、その結果に基づいた対策を促進。

対処体制の
整備
(事案発生時の迅速かつ的確な
対処のための取組)

- 関係組織に対して対処のための的確な情報共有を担う中核的組織としての対処体制（オリンピック・パラリンピックCSIRT）の構築に向け、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバーセキュリティ体制に関する体制検討会において、具体的な体制を検討。
- 同検討会メンバーを中心とした情報共有体制のG7伊勢志摩サミット、リオ大会における現地への連携要員の派遣を含む試験運用を実施。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

7. 首都直下地震対策の強化

【概要】

- 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、施策に関する基本的な方針の一つとして大会に向けた対応を掲げるとともに、減災目標を達成するための取組を関係省庁等と連携して推進。また、首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画を策定し、訓練等を通じて、首都直下地震対策の強化を図る。
- 「首都直下地震に関する合同検討チーム」において課題を抽出、必要に応じて分科会を設置して、具体的な検討を進める。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

緊急対策の推進のための施策に関する基本的な方針

(1) 首都中枢機能の確保

- ・首都中枢機能の**業務継続体制の構築**
金融決済機能の継続性の確保、**企業本社等における事業継続**への備え
- ・首都中枢機能を**支えるライフライン及びインフラの維持**

(2) 膨大な人的・物的被害への対応

- ・あらゆる対策の大前提としての**耐震化と火災対策**、深刻な**道路交通麻痺対策**等、膨大な数の**避難者・帰宅困難者**等

(3) 地方公共団体への支援等

- ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施

(4) 社会全体での首都直下地震対策の推進

- ・**社会のあらゆる構成員が連携**した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え

(5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- ・**外国人観光客の避難誘導対策**など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

今後10年間で達成すべき減災目標

- 想定される最大の死者数
約2万3千人 から **概ね半減**※
 - 想定される最大の建築物全壊・焼失棟数
約61万棟 から **概ね半減**※
- ※東京都区部の南部を震源とする地震が発生した場合の想定

減災目標を達成するための施策について具体目標等を設定

- (1) 首都中枢機能の継続性の確保
例) ・**物資の備蓄【100%(H28)】**
- (2) 膨大な人的・物的被害への対応
例) ・**住宅等の耐震化【現状79%(H20) ⇒ 95%(H32)】**
・**電気に起因する出火の防止【感震ブレーカー等設置率(木密地域) 25%(H36年度)】**

応急対策活動に関する具体計画の策定

- 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」に基づき、首都直下地震の発生時に各防災関係機関が行う**応急対策活動に関する具体計画**を平成28年3月に策定
- 首都中枢機能への影響や被災量が大きくなる、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震を想定して策定

首都直下地震対策に関する合同検討チーム

国と東京都が一体となって首都直下地震対策を推進するため、防災担当大臣と東京都知事の合意により、平成26年5月19日に設置

【合同検討チーム】

検討チームで具体的な課題を抽出し、分科会で検討
基本計画に基づく**各般の対策の進捗把握と課題抽出**

- 災害対策本部連携分科会 ⇒ 政府と都の本部間の円滑な連携体制
- 旧立川政府倉庫分科会 ⇒ 旧立川政府倉庫の活用手法
- 帰宅困難者対策分科会 ⇒ 一時滞在施設確保 等

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

8. 避難誘導対策の強化

【概要】
 ○関係府省庁と東京都との「避難場所等のピクトグラムに関する関係府省庁連絡会議」を平成26年7月に設置し、避難場所等のピクトグラムの標準化に向けた取組方針を平成27年3月に中間とりまとめ。平成28年3月にピクトグラムをJIS制定。

【避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議】

共同議長－内閣府政策統括官（防災担当）付大臣官房審議官、

消防庁国民保護・防災部長

構成員－内閣官房（オリパラ事務局、強靱化室）、内閣府（防災担当）、消防庁、経済産業省、国土交通省（水管理・国土保全局）、国土地理院、観光庁、東京都の課長級

オブザーバー－警察庁、国土交通省（都市局、水管理・国土保全局、道路局）の課長級

事務局－内閣府（防災担当）、消防庁

津波・高潮	洪水・内水氾濫	土石流
		
崖崩れ・地滑り	大規模な火事	避難場所
		
津波避難場所	津波避難ビル	避難所
		
表示例		
		

【連絡会議における検討内容】

- ・災害対策基本法改正により、指定避難所と指定緊急避難場所の周知に際して、区別を明確にする必要があり、避難場所等のピクトグラム（※）について検討し、整備につなげる。
- ・整備にあたっての課題を抽出

※ピクトグラムとは避難標識表示に付される図記号

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

9. 感染症対策の推進

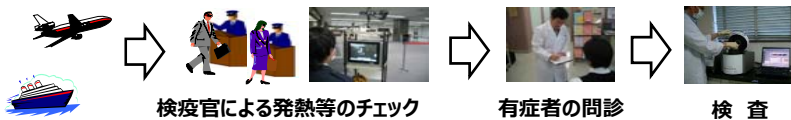
【概要】

○これまで、エボラ出血熱、MERS等の諸外国の感染症発生動向を踏まえつつ、検疫所職員の増員など、検疫体制の整備を進めている。中南米、東南アジアで流行しているジカウイルス感染症についても検疫感染症に位置付けるなど水際対策等に万全を期している。国内における対策として、平成26年度に感染症法を改正し、感染症に関する情報収集体制の強化を図った。また、風しんについて、平成32年度（2020年度）までの排除に向けて、抗体検査や予防接種を推奨するとともに、平成26年度から都道府県等に対する抗体検査補助事業を実施。結核について、2020年までの低まん延国化を目標とし、平成26年度の感染症法改正により、結核患者に対する服薬支援体制を充実させ、また、高齢者等、特に対策を必要とする者への重点的な対策を適切に講じていく。

○また、大会期間及びその前後における感染症の早期探知とまん延防止を目的としたサーベイランス体制の構築や衛生対策の徹底などについて検討中。

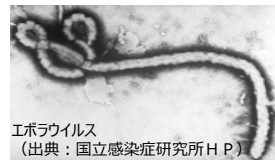
検疫業務

検疫所では、海外での感染症の流行状況や対応について、注意喚起を実施している。入国者に対して、サーモグラフィによる体温測定や検疫官による呼びかけや質問を行い、必要に応じ、問診、検査等を実施するなど、必要な水際対策を行っている。



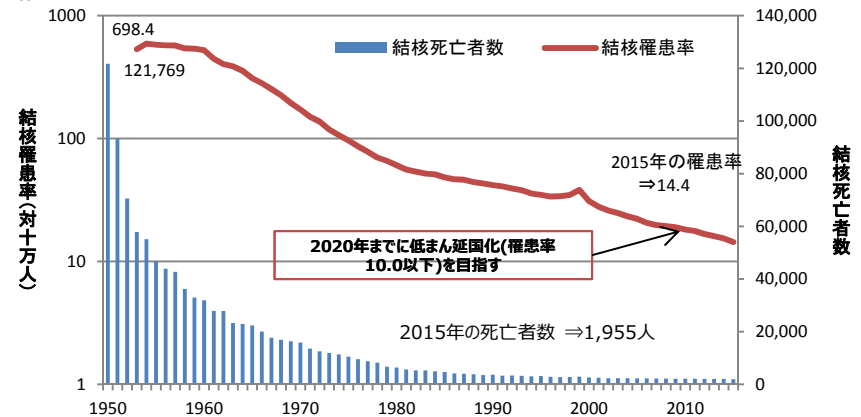
世界各地の感染症の発生状況

近年、エボラ出血熱（ギニア等）、MERS（サウジアラビア等）、鳥インフルエンザ（中国等）、ジカウイルス感染症（中南米等）など、世界各地で新たに感染症が発生している。



2020年に向けて、諸外国の感染症発生状況を踏まえつつ、水際対策に万全を期すために必要な体制の整備を進める。

＜結核罹患率と結核死亡者数の推移＞



＜風しん対策＞

「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第442号）に基づき各対策を実施

- 目標
早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標とする。
- 定期予防接種の実施
風しんの定期接種（1歳児、小学校入学1年前の2回）を実施。接種率の目標をそれぞれ95%以上とする。
- 成人に対する抗体検査・予防接種の推奨
風しんとその予防に関する普及啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）を実施。また、平成26年度から都道府県、保健所設置市、特別区に対する抗体検査補助事業を実施。
- 自治体に対する技術支援
風しん発生手順の手引き等を作成し、自治体に配布。
- 麻しん・風しん対策推進会議の開催
麻しん・風しん施策の実施状況に関する評価を行うとともに、必要に応じ当該施策見直すため、各専門家による麻しん・風しん対策推進会議を開催。

【大会の円滑な準備及び運営】 ①セキュリティの万全と安全安心の確保

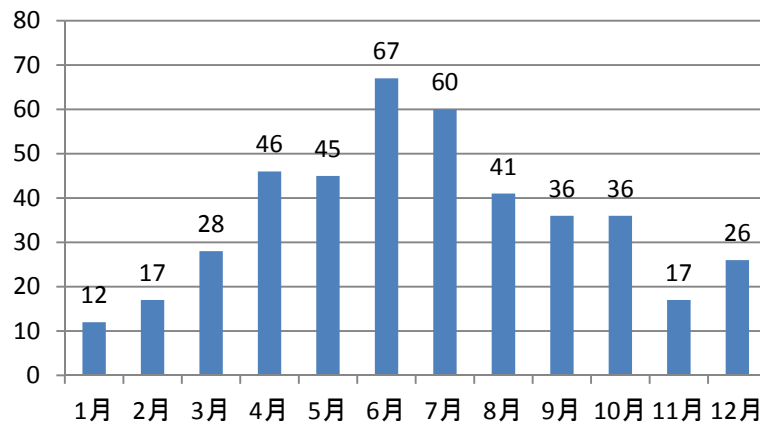
10. 食中毒予防策の推進

【概要】

○食文化の異なる外国人が多数来日することも踏まえ、大会が開催される夏期における食中毒予防策の推進のため、夏期の一斉取締りや8月を食品衛生月間とするなどの食中毒予防策や、国際的な衛生管理の手法であるHACCPの導入促進など関係自治体等と連携して必要な対策を実施していく。

細菌性食中毒の発生状況

細菌性食中毒の月別件数（平成27年）



HACCPの導入状況

調査年度	全 体	中小規模層 (1~50億 円未満)	参考：大手層 (100億円以上)
平成23年度	24%	27%	76%
平成24年度	24%	27%	84%
平成25年度	23%	28%	85%
平成26年度	29%	34%	88%
平成27年度	29%	35%	89%

（出典）食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査（農林水産省調べ）

夏期の食中毒予防策

- 食中毒予防の監視指導について、夏期一斉取締り（7月）を実施
- 食品衛生月間（8月）を定め、食中毒予防のための啓発を実施
- 国際標準の衛生管理の手法であるHACCP（ハサップ）による衛生管理の普及・推進

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

11. 出入国審査の円滑化

【概要】

- 平成26年6月に成立した改正入管法に基づく出入国審査の円滑化措置として、出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」と認められた外国人について、自動化ゲートの利用対象とする制度を、平成28年11月1日から開始予定。

「信頼できる渡航者」に係る自動化ゲートの利用

※ 公布の日（平成26年6月18日）から起算して2年6か月を超えない範囲で政令で定める日から施行

- ◎「**観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015**」（平成27年6月、観光立国推進閣僚会議決定）
改正入管法により、**出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人**を「**信頼できる渡航者**」（トラステイド・トラベラー）として特定し、自動化ゲートの対象とする制度の平成28年中の運用開始に向けて所要の準備を進める。

（現行の自動化ゲート対象者）

- ・日本人
- ・在留外国人
再入国許可を有する者
みなし再入国許可の対象者

+

（新たな自動化ゲート対象者）

- ・頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」
在留資格「短期滞在」に該当する外国人で、
我が国への渡航歴や入管法違反歴等の法務省令で定める要件に該当する者

※自動化ゲートの対象者は、事前に所定の登録手続（指紋情報等の提供が必要）を受けた上で、自動化ゲートを利用。

その他の「出入国審査の円滑化」に係る取組

- ◎平成26年度において、自動化ゲートを更新・増配備（**40台→70台**）。
- ◎顔認証技術を活用した自動化ゲートに係る実証実験を実施（平成26年8月～9月）し、その導入について検討。

- ◎改正入管法により、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度（**船舶観光上陸許可制度**）等を導入（平成27年1月施行）。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

12. CIQ体制の強化等

【概要】

○出入国審査・税関・検疫（CIQ）に係る人的体制の充実・強化を図るため、平成27年度当初予算及び平成28年度当初予算において、入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官を増員。また、訪日外国人旅行者の急増等に対応するため、平成27年7月に入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官の緊急増員を、同年12月に入国審査官、税関職員の緊急増員を実施。さらに、平成28年9月においても、入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官の緊急増員を実施。併せて、取締・検査機器の適正配備・有効活用等による物的体制の充実・強化を実施。また、馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を進めており、平成28年4月より、馬術競技開催会場の衛生調査を開始。

現状と課題

訪日外国人旅行者の増加

- 平成27年:訪日外国人旅行者数1,974万人
- 平成28年6月:「日本再興戦略」改訂2016
 - 大会が開催される平成32年までに訪日外国人旅行者数を4,000万人に

- 成田・羽田空港の発着枠の拡大、LCCの就航への対応
- 迅速かつ適正な出入国審査・通関・検疫の確保
- 鳥インフルエンザ、エボラ出血熱、MERS等世界各地での感染症や動植物の病気・害虫等の侵入リスクの増加
- 非常駐の地方空港等には、近隣官署からの応援により対応



税関



入管

課題への対応



検疫



取組状況と今後の対応

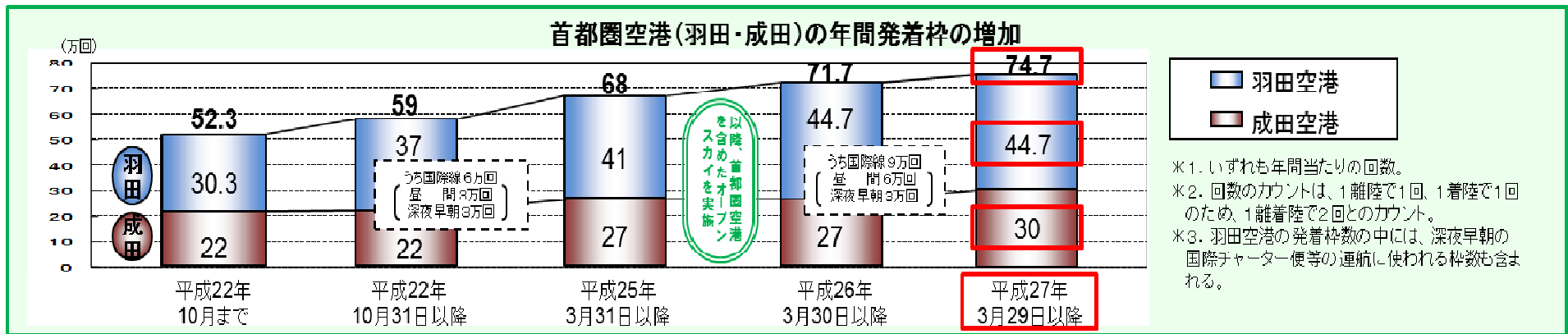
- 平成28年度に、**出入国審査・税関・検疫・動植物検疫に係る人的体制の充実・強化**を実施。
 - 入国審査官を217名増員（うち緊急増員62名）
 - 税関職員を184名増員（うち緊急増員40名）
 - 検疫所職員を62名増員（うち緊急増員21名）
 - 動植物検疫官を30名増員（うち緊急増員6名）
- 取締・検査機器の適正配備及び有効活用等による物的体制の充実・強化**を実施。
- 馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を進めるとともに、平成28年4月より、馬術競技開催会場の衛生調査を開始。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

13. 首都圏空港の機能強化

【概要】

- 首都圏空港の機能強化については、平成26年8月に関係地方公共団体等が参画する「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」を設置し、羽田空港における飛行経路の見直し等の機能強化方策の具体化について協議を行うなど、大会までの空港処理能力約8万回の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。
- 羽田空港については、今後、飛行経路の見直しに必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備、環境対策を着実に進める。



首都圏空港の更なる機能強化に関する技術的な選択肢

—首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ(概要)—

■ 2020年大会までに実現し得る主な方策

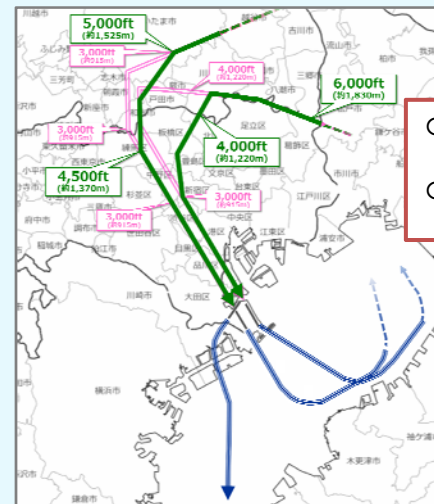
- ・滑走路処理能力の再検証 【年間+約1.3万回(約35回/日)】
- ・滑走路運用・飛行経路の見直し 【年間+約2.3~2.6万回(約63~72回/日)】
- ・管制機能の高度化 【年間+約2万回(約55回/日)】
- ・高速離脱誘導路の整備 【年間+約2万回(約55回/日)】
- ・夜間飛行制限の緩和 【年間+a回】

合計 年間約75万回+約8万回

■ 2020年大会以降の方策

- ・滑走路の増設
- ・既存滑走路の延長
- ・滑走路の増設

羽田空港における滑走路運用・飛行経路の見直し案(南風時)



○南風運用の割合

運用全体の約4割(年間平均)

○南風時新経路の運用時間帯

15:00~19:00(切替時間を含む)

凡例

- ← 新到着経路(好天時)
- ← 到着経路(悪天時)
- ← 新出発経路

※経路の点線は約6,000ft以上を想定

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

14. 空港アクセス等の改善

【概要】

(鉄道)

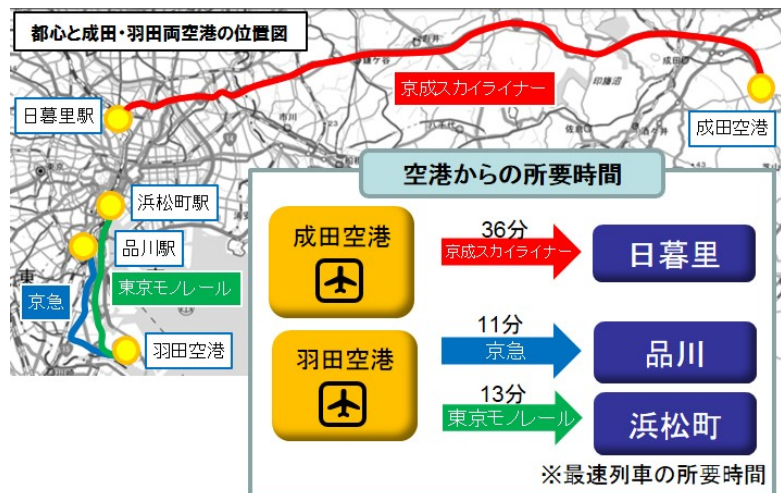
- 平成28年4月に取りまとめがなされた「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（交通政策審議会答申）を踏まえ、関連駅におけるバリアフリー化等を推進する。

(バス・タクシー)

- 羽田空港と都心部の駅等とを結ぶ深夜早朝アクセスバスの運行（平成26年10月開始）や、タクシーの新たな定額運賃（平成27年3月適用）等、引き続きサービス充実に取り組む。

成田空港、羽田空港ともに、空港アクセス鉄道の輸送力には余裕がある。また、速達性の向上も随時図られている。このため、現行のインフラで対応可能。

東京圏の都市鉄道ネットワークの機能を最大限発揮するため、2020年までに空港の最寄り駅や空港アクセス乗換駅について、更なるバリアフリー化や外国人対応等による結節駅の高度化を推進。



取組事例

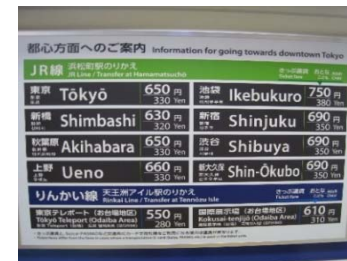
バリアフリー

【大容量のエレベーター】
京急 羽田空港国際線ターミナル駅
30人乗りEVが上下線ホームで計7基



外国人対応

【多言語表記】
東京モノレール 羽田空港国際線ビル駅
日本語より英語の方が大きい運賃表



バスアクセスの充実

- 国家戦略特区内の空港（羽田・成田）を発着するアクセスバスについて、運賃設定を上限認可制から事前届出制とし、運賃の柔軟な設定を可能とするとともに、運行計画（ダイヤ）の提出期間の短縮等による手続きの弾力化を実施。
- 羽田空港の深夜早朝時間帯の利用促進に向けては、平成26年度より深夜早朝時間帯の羽田空港と都心方面を結ぶアクセスバスの運行を開始し、路線数の拡大や深夜便の運行本数の増便など運行拡充を図るとともに、アクセスバス運行協議会が主体となって、アクセスバスの運行を継続しているところ。

タクシーの利便性向上

- 首都高速中央環状品川線開通を機に、新しい定額運賃の適用を開始（平成27年3月）。外国人旅行者の宿泊・訪問が多いエリアについて割安な運賃を実現。

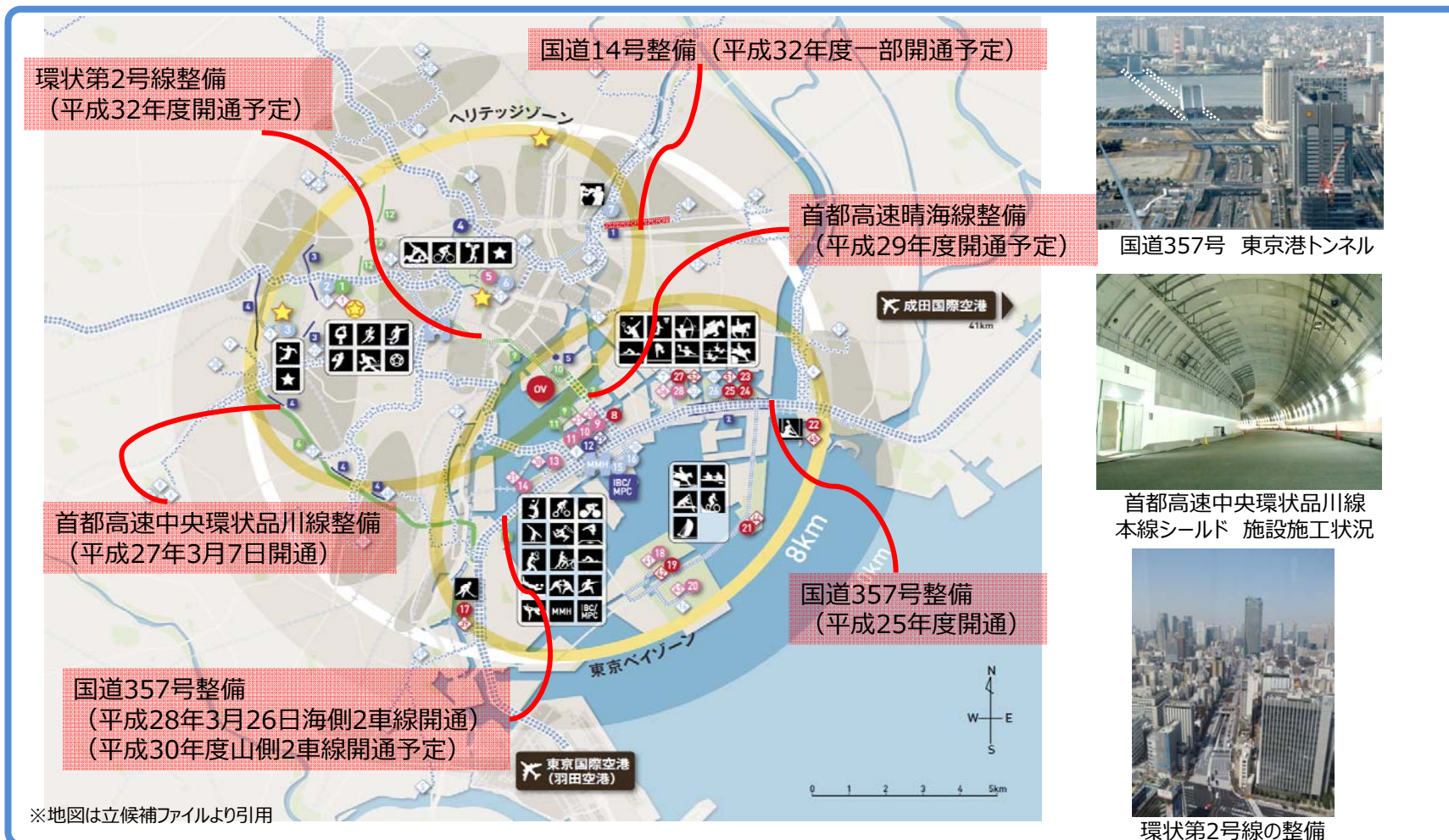


【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

15. 道路輸送インフラの整備

【概要】

○首都高速中央環状品川線（平成27年3月7日開通）・晴海線、国道357号（立体化等）・14号（拡幅）について整備を推進し、渋滞緩和等を図るとともに、選手村のアクセス道路としても活用予定の環状第2号線等について東京都による整備を支援。



【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

16. 大会開催時の輸送

【概要】

○平成25年12月より、東京都等との「輸送調整会議」において、大会関係者や観客等の輸送についての検討を実施。平成27年度より、大会組織委員会も共同主催者となり、名称も「輸送連絡調整会議」と改めて、オリンピック・パラリンピックレーンの設置などについて検討。その際、大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、交通総量を抑制するための諸対策を推進する等、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう配慮する。

検討・実施体制

輸送連絡調整会議

輸送検討会

技術検討会

【メンバー】

警察庁、国土交通省、警視庁、
関係県警察、道路管理者、
鉄道・バス事業者、東京都 等

オリンピック・パラリンピックレーンの概要

指定された大会関係車両が専用使用する車線

選手村、競技会場等を結ぶ路線に設定

オリンピック・パラリンピックレーンの具体化に向けた検討

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

17. 多言語対応の強化

【概要】

○東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」において、平成26年11月に「多言語対応の取組方針」を策定。案内表示・標識等の多言語対応について、視認性や統一性の確保に配慮した取り組みを推進。また、平成27年6月に設置された「新宿ターミナル協議会」において新宿駅の乗り換えルートのバリアフリー化などとともに、多言語対応を含む案内サインの改善など、大規模ターミナルの利便性向上に取り組む。他のターミナルでの展開も含め、引き続き、大会に向けて、行政・民間が一体となった取組を積極的に推進。

「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」の取組方針 <概要>

①交通分科会

- ・ターミナル駅における分かりやすい案内表記の実現に向け、各主体が連携し垣根を越えた取組を推進
- ・乗降客数が日本最大の新宿駅を対象に、一層の利便性向上のため、多くの関係者が参画した会議体を設置
- ・その他、鉄道における異常時・非常時の車内放送・表示案の「国内外旅行者のための案内サイン標準化指針」（東京都作成）への反映、バス停名称の英語表記ルールの策定、空港における語学ボランティアの積極的活用などに取り組む。

②道路分科会

- ・道路の案内標識について日英2言語で分かりやすい表示を推進
- ・ピクトグラムを活用、路線番号の表示、標識の集約化等も検討

③観光・サービス分科会

（飲食店）写真付き多言語メニューの整備、食材ピクトグラムの活用
（宿泊施設）施設内表示の多言語化、周辺観光案内の多言語化

※ 第4回多言語対応協議会を平成27年12月22日に開催し、参画団体・機関による取組方針の推進状況を確認するとともに、先進的取組事例やICTの最新技術動向を紹介。



12月22日の第4回多言語対応協議会の様子

「新宿ターミナル協議会」

<概要> 誰もが分かりやすく使いやすい利用者本位の新宿ターミナルの実現を目指し、多様な関係者が連携して利便性の向上に取り組む。案内サイン分科会、バリアフリー・利便性分科会を設置し検討を進めている。平成28年3月に具体的な対応策をとりまとめた「新宿ターミナル基本ルール」を策定したところであり、今後、案内サインの改善等に順次取り組んでいく。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

18. 無料公衆無線LAN

【概要】

○訪日外国人が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境整備を促進するため、総務省、観光庁、自治体、関係事業者等による協議会を平成26年8月に設置。平成27年2月に、共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」マークを導入。平成28年3月末に、実証実験を実施。引き続き簡素化・一元化の取組を進めているところ。

協議会の活動内容<3つのプロジェクトチーム（PT）により取組推進>

①整備促進PT

- ・無料公衆無線LANの利用可能エリアを拡大を促進

②周知・広報PT

- ・無料公衆無線LANの利用場所等の情報収集・海外への情報発信
- ・シンボルマーク（「Japan.Free Wi-Fi」マーク）の導入

③認証連携PT

- ・事業者の枠を超えて、認証の連携による簡素化等を実現する方策の検討・実証実験



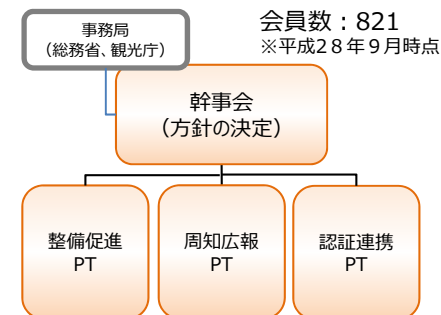
<第1回幹事会
(H26.8.29)の様子>

協議会の幹事メンバー

- 空港：(一社)全国空港ビル協会、成田国際空港(株)、新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)
- 港湾：みなとオアシス全国協議会、全国クルーズ活性化会議
- 鉄道：東日本旅客鉄道(株)、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会
- 自動車：(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)全国レンタカー協会
- 道路：東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、全国道の駅連絡会
- 宿泊施設：(一社)日本旅館協会、(一社)日本ホテル協会、(一社)全日本シティホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- 商業施設等：(一社)不動産協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会
- 自治体：東京都、福岡市
- 通信事業者：無線LANビジネス推進連絡会、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟

協議会の運営および体制

平成26年8月29日に、第1回幹事会を開催。
平成27年2月16日に、第2回幹事会を開催。
平成28年1月12日に、第3回幹事会を開催。
※整備促進、周知・広報、認証連携の3つのプロジェクトチームを設置し、具体的な取組を推進。



【大会の円滑な準備及び運営】②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入のための対策

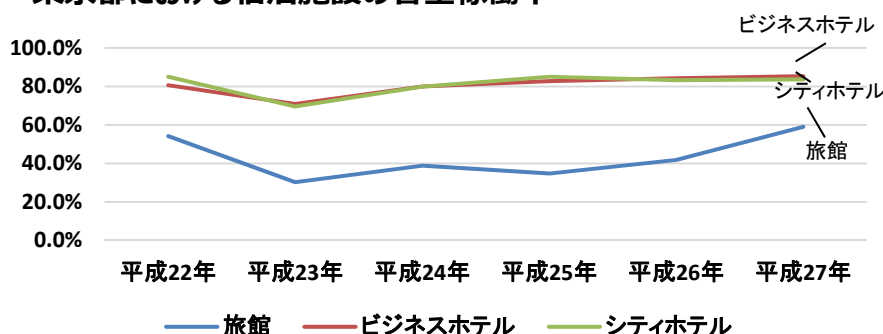
19. 宿泊施設の供給確保に向けた対策

【概要】

- 現在、東京のシティホテル・ビジネスホテルの稼働率は、80%超と年々高い水準で推移している。旅館の稼働率についても、まだ余裕があるものの、近年増加傾向が見受けられる。
- まずは、既存の施設や枠組み（旅館・近隣の宿泊施設・国家戦略特区・イベント民泊等）を活用するとともに、「民泊サービス」の活用について、懸念される課題（治安、衛生、近隣トラブル等）に適切に対応しつつ、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう、必要な法整備に取り組む。

<観光庁>

・東京都における宿泊施設の客室稼働率



出典：観光庁宿泊旅行統計調査 第8表より作成

・2016年以降の東京都のホテル新規供給見通し

	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	未定	合計
客室数	4,635	5,055	1,782	2,699	819	322	15,312
累計	4,635	9,690	11,472	14,171	14,990	15,312	15,312

出典：週刊ホテルレストラン、事業者プレスリリース

○旅館の活用に向けた情報発信

- ・JNTO（日本政府観光局）のHPに、外国人旅行者向けの宿泊施設の窓口サイトを開設し、旅館の情報発信を強化。

○宿泊施設不足への対応

- ・受入能力に余裕のある地方の旅館等の利用の促進。

<厚生労働省・観光庁・内閣府>

○国家戦略特区事業（外国人滞在施設経営事業）の活用（内閣府・厚労省）

平成28年9月9日開催の国家戦略特別区域諮問会議において、近隣住民との調整や宿泊者名簿の設置などの措置を法令上明記するとともに、特区民泊における「最低宿泊・利用日数」を「2泊3日」に引き下げるとの要件緩和を行うため、直ちに、必要な法令上の措置を講ずることとされた。

※ 本事業は、外国人旅客の滞在に適した特区内の施設を、賃貸借契約に基づき条例で定めた期間以上、提供するもの。

○イベント民泊の活用（厚労省・観光庁）

年1回（2～3日程度）のイベント開催時に、宿泊施設の不足が見込まれることにより、開催地の自治体の要請等により自宅を提供するような公共性の高いものは、「旅館業」に当たらないことを平成27年7月に自治体に周知。平成28年4月に自治体において行すべき内容・手順等を周知。

○民泊サービス（既存ストック）の活用検討（厚労省・観光庁）

厚生労働省と観光庁が共同で有識者等からなる検討会を平成27年11月に立ち上げ、平成28年6月下旬に最終報告書を取りまとめた。平成28年度中に法案を提出予定。

【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

20. 医療機関における外国人患者受入環境整備

【概要】

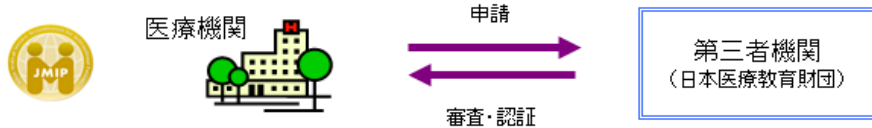
○外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、平成26年度より、医療通訳等が配置された病院の整備を開始し、平成28年度より、院内資料の多言語化等の支援を実施。外国人患者受入医療機関の認証制度の活用と併せ、外国人患者受入体制を充実。平成27年度中に選定した外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（約320箇所）を更に充実する。

医療通訳等が配置された病院の整備

- ・通訳等の育成カリキュラムの作成、医療機関における外国人患者向け説明資料（問診票等）の翻訳（英、中、ポルトガル、スペイン）を実施（25年度補正予算）
- ・26年度からの予算事業により、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターが配置された病院は27カ所
- ・上記の医療通訳等の配置に加え、28年度からの予算事業により、医療機関における院内案内表示の多言語化等の外国人向け院内体制整備、電話通訳・医療通訳派遣サービスの利用を実施する病院は19カ所

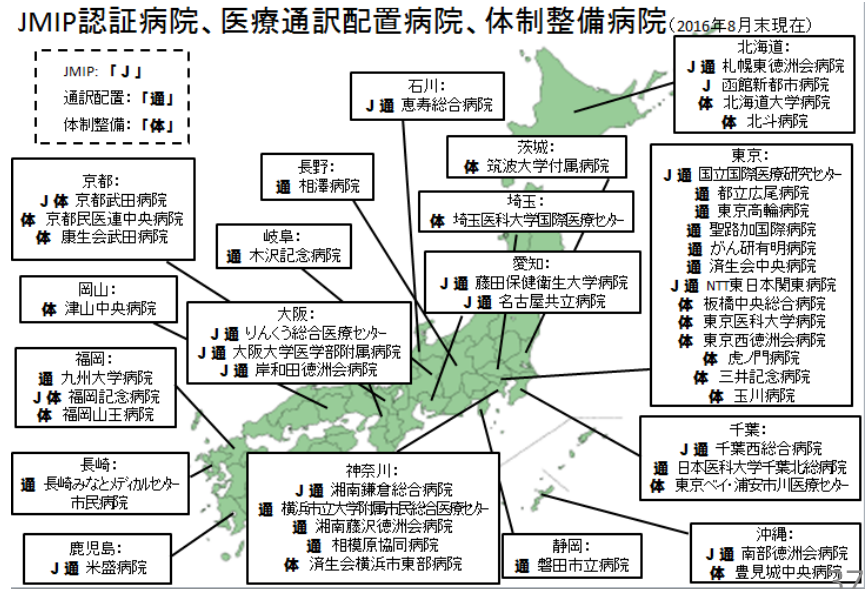
外国人患者受入れ医療機関認証制度 (JMIP)

・24年7月より、医療機関の申請に基づき日本医療教育財団が外国人受入体制等について審査・認証を行う制度を開始し、28年8月末現在、16医療機関が認証を受けている。



外国人旅行者を受入可能な医療機関選定

・平成27年度中に選定した外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」（約320箇所）を更に充実する。（「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月決定））



【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

21. 外国人来訪者等への救急・防災対応

【概要】外国人対応に係るこれまでの取組内容は、多言語コミュニケーションを支援するシステムへの取組状況を調査し、その活用事例を報告書で紹介。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が夏季に開催されることから、熱中症予防対策や応急手当等について記載した「訪日外国人のための救急車利用マニュアル」を作成。外国人来訪者等とのコミュニケーションの円滑化等による迅速・的確な救急搬送・熱中症対策や、スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及、多言語対応の全国版防災アプリの整備等を推進。

これまでの取組内容と今後の取組内容

【これまでの取組内容】

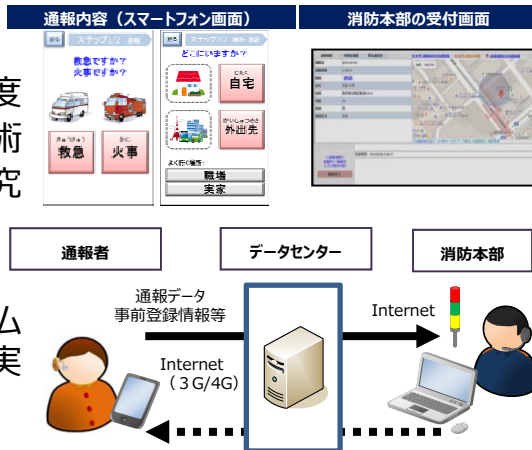
- ①外国人傷病者への対応
多言語コミュニケーションを支援するシステムの開発及び多言語翻訳ツールを使用した訓練の実施。
- ②外国人に対する広報手段
外国人に対して、救急車に利用方法を説明した訪日外国人のための救急車利用マニュアル（英語版・中国語版・韓国語版）を作成しホームページに掲載。
- ③応援態勢の検討
・諸外国におけるオリンピック等の大規模イベント時の外国人に対する救急業務の状況の調査、報告書を作成。大規模イベント開催において必要となる車両、資機材の確保、応援体制等について検討。

【今後の取組内容】

- ①外国人傷病者への対応
今後も多言語翻訳ツールの実用化に向けて機能等の研究開発を継続
- ②外国人に対する広報手段
訪日外国人のための救急車利用マニュアルの追加言語を検討。周知方法については関係省庁と連携し検討
- ③ 応援態勢の検討
今年中に、東京消防庁など関係機関と検討し、消防庁の役割が明確になった時点で大規模イベント開催において必要となる車両、資機材の確保、応援体制等について具体的な検討を進める。

スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及

- H24年度からH26年度までの消防防災科学技術研究推進制度による研究開発成果を活用
- H27年度から、システムの標準仕様等の検討・実証検証を実施



多言語対応の全国版防災アプリの整備

- 一つのアプリで、全国どこでも現在地から避難場所へ誘導可能な、多言語対応の防災アプリ（避難支援アプリ）を、関係省庁と連携して整備
- H27年度から、防災アプリの整備に向けた調査・検討を実施

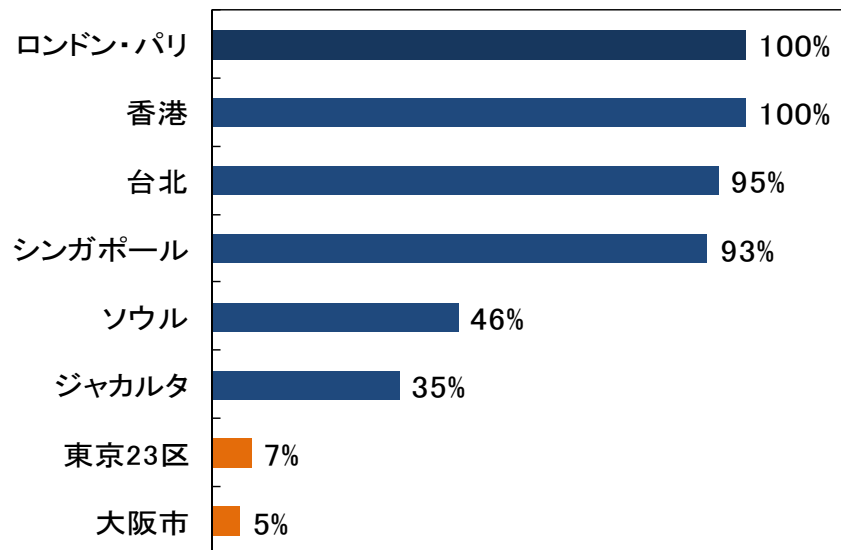


22. 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進

【概要】

- ・センター・コア・エリア内の国管理道路及び都市計画道路として完成した都道については、東京都と連携し2019年度までに無電柱化を完了させる予定
- ・無電柱化の更なる整備促進を図るため、緊急輸送道路における電柱の新設を禁止するとともに、2016年度から電線管理者のコスト負担を軽減するため固定資産税の特例措置を創設。
- ・今後、低コスト手法の導入に向けたモデル施工を実施する。また、関係省庁において、直接埋設用電線ケーブル等の調査を実施。

■ 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



※1 ロンドン、パリ、香港、シンガポール、ソウルはケーブル延長ベース

※2 台北、ジャカルタ、日本は道路延長ベース

■ 無電柱化による美しい街並みへの寄与の事例

【浅草通り(都道453号線)】



※ストリートビューを基に作成

【国道1号(東京都港区高輪)】



【川越市中心部(中央通り線(一番街))】

整備前



整備後



【大会の円滑な準備及び運営】 ②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

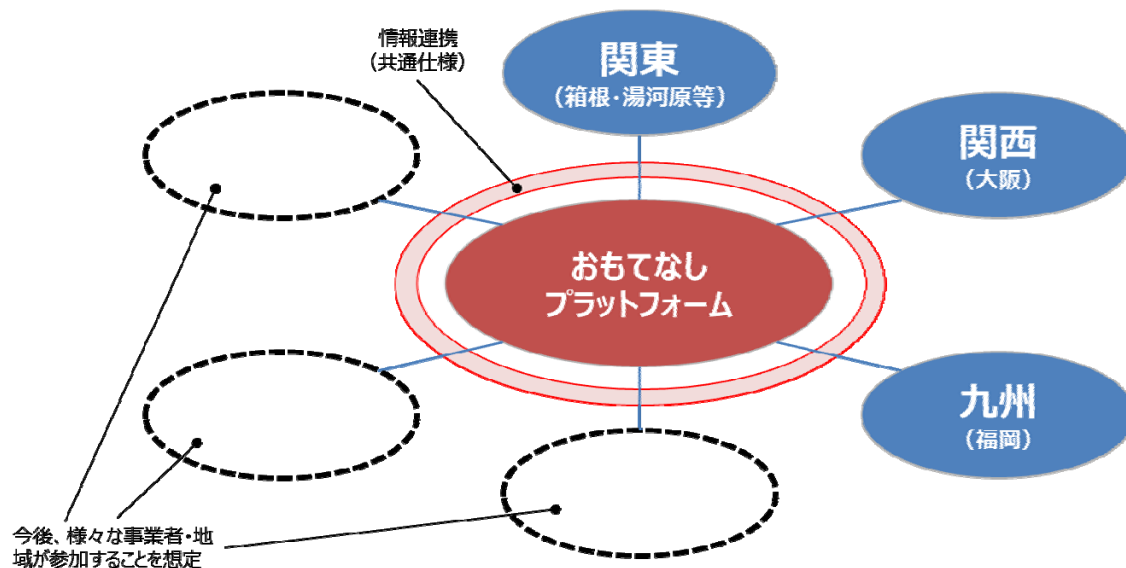
23. 外国人を含む全ての大会来訪者がストレス無く楽しめる環境整備

【概要】

○全ての来訪者が訪日中にストレス無く快適に過ごせるよう、多くの訪日外国人が旅行中の困ったこととしてあげている両替・クレジットカード利用をはじめとした滞在環境の改善を目指すとともに、日本への好印象を与えるおもてなしサービスのあり方などについて、社会実装に向けて具体的に検討を進めているところ。

＜2016年度における取り組み＞

2016年より、事業者や地域が連携できる仕組みである「おもてなしプラットフォーム」の構築に取り掛かるとともに、**3地域**における実証を開始。システム開発等の準備期間を経て、**10月より**各地域での実証を行う予定。



「おもてなしプラットフォーム」実証

テーマ： 様々なサービスプラットフォーム間の情報連携
(1つのIDで複数の事業者・地域のサービスを利用可能等)

「関東」(箱根・湯河原等) 地域実証

テーマ： 生体認証による新サービス等



- 生体認証による決済
- チェックイン/チェックアウト
- 荷物の配送受付
- 多言語地域情報の提供

「関西」(大阪) 地域実証

テーマ： 新しい決済 (トータルウォレット) 等



- スマホでいつでもどこでも複数の決済手段を登録、生体認証
- 看板・サインージ等と連動した多言語情報提供

「九州」(福岡) 地域実証

テーマ： 横断的情報活用と消費促進



- 事前登録が必要なプレミアム付カード型商品券を発行
- 属性情報に加えて、アクセスログ・GPS情報・決済履歴等を収集、サービス提供

(プロモーションデスク)

【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

24. 環境配慮の推進

【概要】

○平成26年8月に取りまとめた報告書（「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」）を踏まえ、大会及び東京都市圏において、① 低炭素化の推進、② 暑熱対策、③ 3Rの推進等に取り組む。

■ 環境省 平成28年度予算

2020年東京オリンピックに向けた統合的アプローチによる都市圏低炭素化評価検証等

○とりわけ環境負荷が大規模に集積している東京都市圏のインフラを低炭素化・環境負荷低減の観点から検討する。

東京オリンピックに向けた熱中症に関する普及啓発事業

○夏季のイベント等における熱中症対策ガイドラインについて実態調査等を実施し、見直しを検討する。

東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業

○大会を契機とし、東京都市圏において統一分別ラベル導入の検討を進めることにより、3Rの促進を図り、環境にやさしい大会、環境都市東京の実現を目指す。

東京オリンピック・パラリンピックにおけるグリーン購入促進検討事業

○大会の調達基準の策定に際して、グリーン購入に関する技術的検討及び支援を行う。

■ オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業（平成29年度概算要求）

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間は一年でも特に暑い時期（7/25-9/6）。
- ・大会会期中は日本の夏に不慣れな外国人を含む多数の観客が来訪。大会会場への移動、入場待機、観戦時などに多数が屋外で長時間を過ごすこととなり熱中症対策が必須。
- ・熱中症のかかりやすさを示す暑さ指数を把握し、適切な予防的対策に資する。

- (1) 主要大会会場周辺 の12地区を対象に **気温、湿度等を実測調査**
- (2) 主要大会会場周辺 の12地区の **暑さ指数の推計手法を確立**

- ①オリパラ大会の会場関連施設整備等の検討のための基礎情報として関係各機関において活用
- ②熱中症対策として、特にリスクの高い場所での暑さ指数 の推計手法を確立し、大会開催期間の熱中症予防情報の発信において活用。

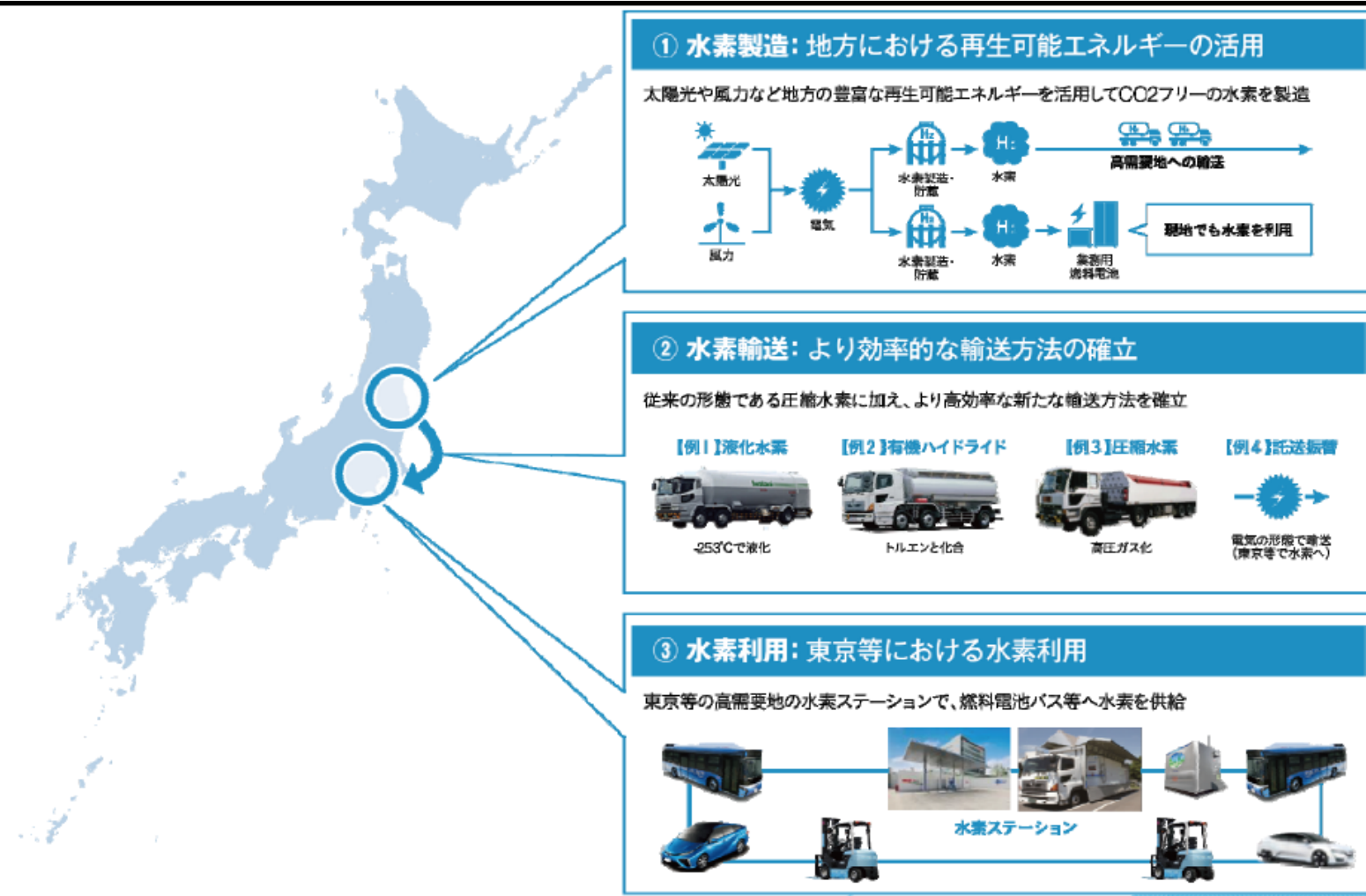


【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

25-a. 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

【概要】

- 再生可能エネルギー等を活用した水素社会の実現に向けて自治体と連携した水素サプライチェーンの実証を実施中。
- 燃料電池自動車の普及に向け、車両の導入や水素ステーションの整備を支援するとともに、低コスト化等の技術開発や規制見直しに向けた検討等を実施中。
- 9月にとりまとめた「福島新エネ社会構想」において、福島で再エネから水素を製造し、東京オリンピック・パラリンピック時に東京で活用する実証を行うこととしており、今後、具体的なプロジェクトを実施していく。

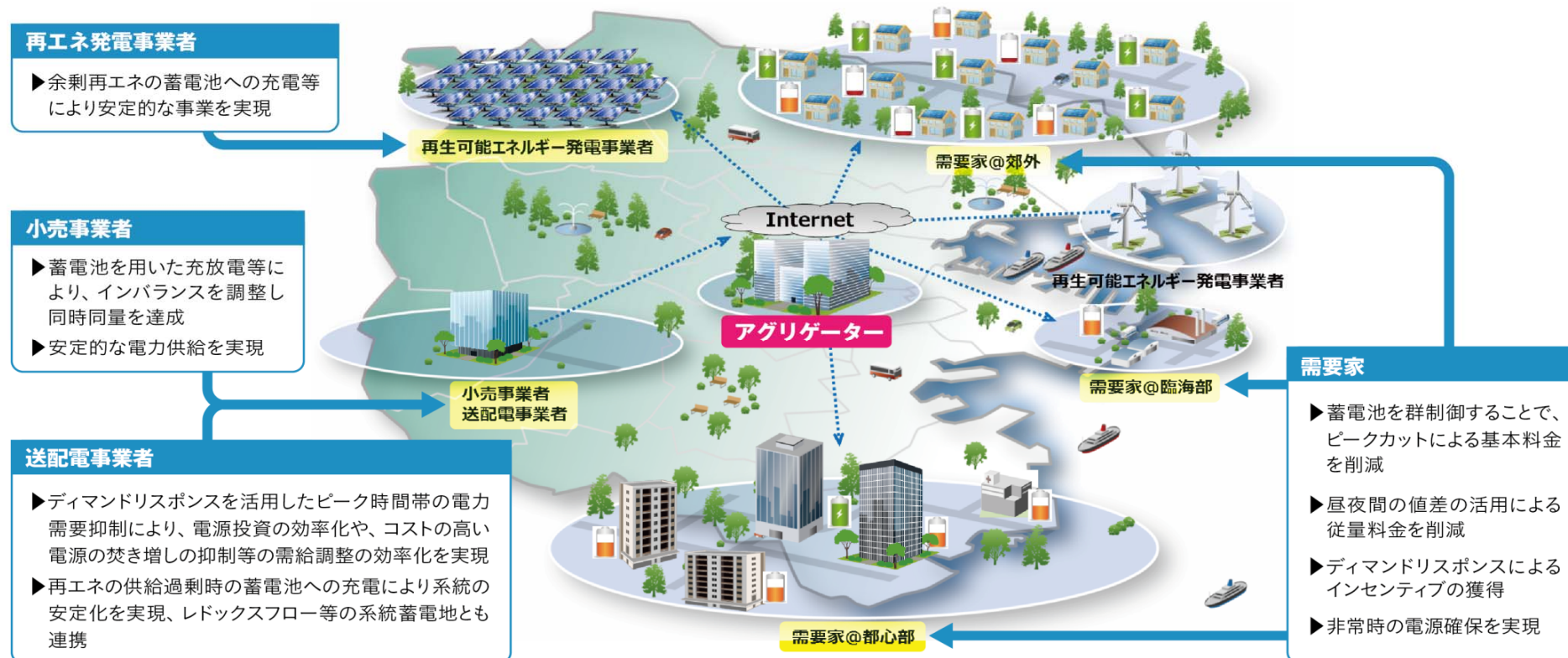


【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

25-b. 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

【概要】

- 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立に向け、平成28年1月に官民有識者による検討会を立ち上げ、エネルギーリソースアグリゲーションに係る制度整備に向けた議論を開始するとともに、蓄電池等の統合制御を行う実証プロジェクトを今年度から実施中。
- 2017年中のネガワット取引市場の創設に向けて、平成28年9月にネガワット取引ガイドラインを改定。引き続き、関連省令の制定や、システム整備などに向けた検討を実施中。



【大会の円滑な準備及び運営】 ③暑さ対策・環境問題への配慮

26-a. アスリート・観客の暑さ対策の推進

【概要】

- 大会が、暑さが厳しい時期に開催され、日本特有の暑さを知らない多くの外国人が訪れることが予定されることから、平成27年5月に「東京2020に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議」を設置。同年9月の中間とりまとめを踏まえ、競技会場等の暑さ対策、ICTを活用した救急通報等、外国人・障害者も含めた救急医療体制の整備等の検討を推進。
- 併せて、「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において、外国人等に対して発信すべき熱中症等関連情報の内容や提供手段などを検討。平成28年度における情報発信の計画を策定し、順次、情報を発信。

「東京2020に向けたアスリート、観客等の暑さ対策に係る中間とりまとめ」 平成27年9月2日

【具体的対策例】

1. 競技会場等の暑さ対策



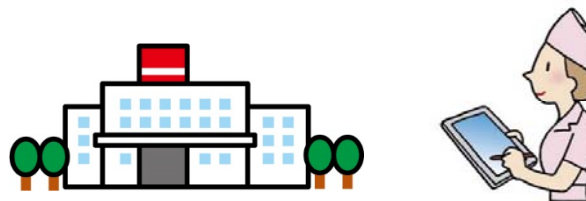
マラソン、競歩沿道等の暑さ対策

大規模イベント熱中症対策指針
(仮称)



夏期の大規模イベント等における熱中症対策指針の策定

3. 救急医療体制の整備



病院における外国人受入を含めた医療体制の整備

2. 多様な情報発信の実施

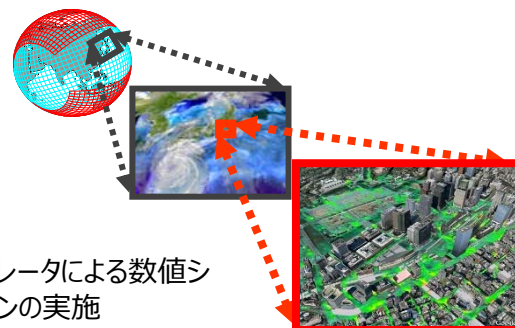


外国人等に対する熱中症等関連情報の提供に係る検討体制の立上げ



熱中症予防情報サイトの多言語化

4. 暑さ対策に係る技術開発や熱中症対策等に係る予測技術開発等



地球シミュレータによる数値シミュレーションの実施

26-b. アスリート・観客にやさしい道づくり

【概要】

- 国土交通省において設置した、東京都や大会組織委員会、有識者等を委員とする「アスリート・観客にやさしい道の検討会※」において、路面温度上昇抑制機能を有する舗装技術等の効果検証を実施し、道路緑化や路面温度上昇抑制機能を有する舗装等の総合的な道路空間の温度上昇抑制対策について、取組の方向性を議論していただいているところである。
今後、提言いただく取組の方向性をもとに対策を推進する。

※座長 屋井鉄雄（東京工業大学大学院 教授）

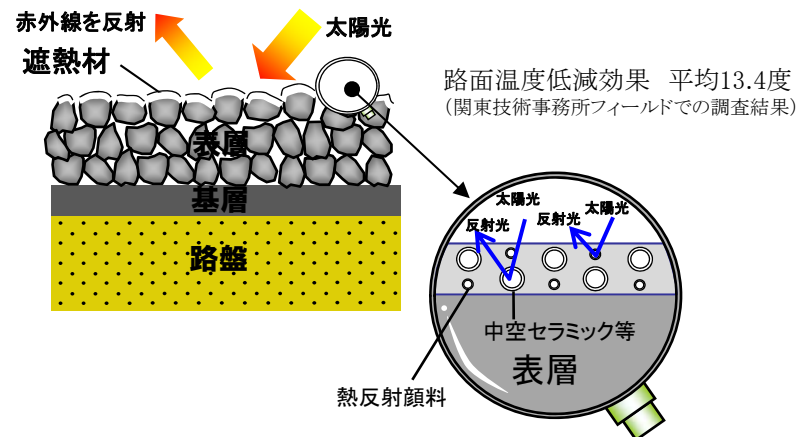
道路緑化



- 快適な環境の提供に資する道路緑化等、道路空間の温度上昇抑制に向けた取組の具体化

路面温度上昇抑制機能を有する舗装

【(例)遮熱性舗装】



- 表面で光を反射させて路面温度の上昇を抑制する舗装
- このほか、代表例として「保水性舗装」がある

【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

27. 競技力の向上

【概要】

○大会等における日本代表選手のメダル獲得に向けて、各競技団体が行う日常的・継続的な選手強化活動を支援するとともに、大会で活躍が期待される次世代アスリートの発掘・育成などの戦略的な選手強化を行う。

≪2020年東京大会に向けたJOCの目標≫

- 金メダルランキング3位以内（20～33個）

Photo by AFLO SPORT (JOC提供)



Photo by (株)エクスワン (JPC提供)

≪2020年東京大会に向けたJPCの目標≫

- 金メダルランキング7位以内（22個）
- 総メダルランキング5位以内（92個）



メダル獲得

Photo by AFLO SPORT (JOC提供)



Photo by (株)エクスワン (JPC提供)

基盤的選手強化

2016リオ大会、2018平昌大会、2020東京大会等に向けて、各競技団体が日常的・継続的に行う選手強化活動を支援。

◇国内外強化合宿（拡充）

◇チーム派遣・招待（拡充） ◇コーチ等の設置（拡充） など

戦略的選手強化（オリ・パラ一体で実施）

2020東京大会等で活躍が期待できる次世代アスリートの発掘・育成・強化などの戦略的な選手強化を実施。

◇次世代ターゲット競技種目の育成・強化（拡充）

※28年度から新たにパラリンピックで実施

◇アスリートパスウェイの戦略的支援（拡充）

※28年度から新たにパラリンピックで実施

◇有望アスリート海外強化支援（新規）

選手・指導者を一体として海外リーグ等に派遣

◇オリ・パラ統合強化支援ユニットの設置（新規）

オリ・パラ及び競技の枠を超えたコンサルティングを実施。

【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

28. 強化・研究拠点の在り方

【概要】

○オリンピック競技とパラリンピック競技の強化・研究活動拠点の機能強化やその在り方について、有識者会議がとりまとめた最終報告（平成27年1月）を受け、オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築を進めている。

【トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方について（最終報告）（概要）】

□ ナショナルトレーニングセンター（NTC）及び国立スポーツ科学センター（JISS）の機能強化、パラリンピック競技の強化・研究活動拠点の在り方の方向性を取りまとめたものである。

オリンピック競技	パラリンピック競技	
<p>【主な課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トレーニング方法、指導方法等の相乗効果 ● 効果的・効率的な施設活用（共同利用することにより機能強化を図る） ● オリンピック競技団体におけるパラリンピック競技との連携や、NTC及びJISSの共同利用推進に関する意識は高い ◆ ハイパフォーマンススポーツの中核的機関での機能・事業の一体性、「統合的・包括的アプローチ」、パフォーマンス強化の取組に関する全体的な戦略の不足 ◆ 連携ネットワークの枠組みは構築しているが、それを持続させる事業や実効的なプログラムが不足、実質的な連携が図れていない ◆ JISCの連携協定等を活用した事業が限定的 ◆ 海外のハイパフォーマンス機関等の専門家等の活用が少ないため、国際的な優位性が担保されていない ■ NTCの平均稼働率（25年度：88.2%） ■ 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け利用者数の増加が予想 → NTCの対応強化が強化活動に支障 ■ 既存のNTC及びJISSとの密接な連携等が重要 ★ JISSの研究支援の高度化、スポーツ診療事業受診者数の増加、冬季競技等の強化への支援、効果的・効率的なジュニア育成や指導者養成、女性特有の課題に対応した女性アスリートへの支援、パラリンピック競技の特性に応じた支援等への対応について、今後、更に戦略的な取組を展開 ○ 冬季競技等は、それぞれ競技会場の自然環境への適応が求められる ○ 単独競技のみで拠点が形成されているため、競技横断的なコミュニケーションや連携等が困難 ○ 科学的な研究活動の機能等が不足 ○ 高地トレーニングは多くの競技の強化活動に取り入れられるよう機能強化が必要 	<p>【オリンピック競技とパラリンピック競技の一体的な拠点構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTC及びJISSの共同利用化 <ul style="list-style-type: none"> □ JSC、JOC、JPC、競技団体との積極的な連携促進（利用に当たってのガイドラインの策定等） ● NTC競技別強化拠点施設における共同利用化 <ul style="list-style-type: none"> □ 競技団体の意向や実態等に依り、共同利用化が可能な競技については推進 ● NTC競技別強化拠点の複数拠点化（パラリンピック競技） <ul style="list-style-type: none"> □ 競技団体の意向や実態、競技団体が策定する「強化戦略プラン」の実効性等を踏まえ、複数拠点の必要性と妥当性が確認される競技については推進 ◆ 「ハイパフォーマンスセンター」の構築 <ul style="list-style-type: none"> □ 国が責任を持って、NTC及びJISSにあるスポーツ医・科学研究、スポーツ医・科学・情報サポート、トレーニング場等の機能をオリンピック競技とパラリンピック競技を一体的に捉えた「ハイパフォーマンスセンター」として構築し、機能強化を図る <p>【新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 《統合性・革新性》評価、課題解決、改善・革新を推進・サポートするコンサルテーション機能、諸事業を統合的・戦略的に展開するための取組について 《持続性・連携性》継続的に連携して展開するプログラムの企画・開発、相互交流による外部機関の専門的知識や経験等を有する人材の活用、包括的な展開が可能な新たな事業実施スキームの構築、国内外の医療系大学や海外機関との連携・交流の更なる促進・強化によるメディカルサポート機能の強化 《国際性》JSCの連携協定やJOCの二国間パートナーシップ協定等の積極的な活用による人材交流の推進、海外のハイパフォーマンス機関等との連携・協力の促進による課題解決 《卓越性》国際的に卓越した人材の活用による事業品質に関する評価システムの構築、海外のハイパフォーマンス機関等との相互交流による国際的に卓越した人材の養成等 <ul style="list-style-type: none"> ■ NTCの拡充整備 <ul style="list-style-type: none"> □ NTCを拡充整備することを期待 □ NTCの拡充整備にあたっては、今後必要となる施設整備全体の姿、重点的に強化が必要となる競技、財政コスト（財源確保を含む）、供用開始時期、2020年以降の利用見込み等の観点から、既存施設の活用も含めた様々な選択案の比較・検討を早急に行うことが必要 □ 既存のNTC及びJISSとの密接な連携の重要性等を踏まえ、隣接する「東京都立産業技術研究センター（別館）跡地」にNTCを拡充整備することは選択案の一つ 【NTCを拡充整備する場合】 <ul style="list-style-type: none"> □ 基本コンセプト：①2020年東京オリンピック・パラリンピックでのメダル獲得、②オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用等 □ 条件（例）：①オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用が可能な競技、②オリンピック競技とパラリンピック競技でメダル数が多い競技、③ハイパフォーマンスサポートが可能なパラリンピック競技、④マルチサポート事業でターゲット競技に指定されているオリンピック競技、⑤既存のNTCの専用トレーニング場の稼働率が高い競技等 □ その他機能：共用体育館の設置、2020年東京オリンピック・パラリンピック時の競技者のコンディショニングセンター等を想定したリハビリとコンディショニング、パフォーマンス分析等が可能なスペース、パラリンピック競技者に対する簡易な医療ケアに対応するための医療室の設置、利用者増加に伴う宿泊施設等も検討 □ 具体的な整備内容については、適正な整備工事期間が確実に確保され早期に整備が完了するよう、本報告を踏まえ、JSC、JOC及びJPCを始めとする関係機関が相互理解のもと密接に連携し、円滑に協議を進め決定 ■ パラリンピック競技独自の競技の強化拠点施設整備 <ul style="list-style-type: none"> □ パラリンピック競技のボッチャ、ゴールボール、ウィルチアグラビー等については、共同利用、効果的・効率的な施設活用の観点等から、NTC 拡充整備での共用体育館を中心に対応 ★ 我が国トップアスリートの「ハイパフォーマンススポーツエリア」の構築 <ul style="list-style-type: none"> □ 次のステージとして、西が丘地区全体を我が国トップアスリートの「ハイパフォーマンススポーツエリア」として地元地域の協力も得ながら戦略的に構築 ○ 冬季競技、海洋・水辺系競技、屋外系競技及び高地トレーニングの拠点の在り方 <ul style="list-style-type: none"> □ 諸外国の状況等も参考しながら、設置形態に応じた役割や必要となる機能、具体的な連携方策など、様々な観点から更に効果的・効率的な拠点の在り方について引き続き検討 	<p>【主な課題等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● トレーニング方法、指導方法等の相乗効果 ● 効果的・効率的な施設活用 ● パラリンピック選手等においては共同利用のニーズが高い ● パラリンピック競技団体が利用している強化拠点がある ● オリンピック競技のNTC競技別強化拠点を共同利用している競技がある（ボート、自転車、カーリング） ● 競技団体等においては既存施設強化拠点として活用するニーズが高い ● 指導者等においてはトップレベルの強化拠点は2箇所必要との意見が多い ◆ JPCが関係機関の協力を得ながら取り組むアスリートの発掘・育成・強化システムや指導者養成システムの構築、質の高いスポーツ医・科学・情報サポート体制の確立、競技団体の基礎強化等の全体の強化体制整備の加速化 ■ NTC及びJISSの共同利用化 <ul style="list-style-type: none"> → NTCの対応強化が強化活動に支障 ○ 今後の検討課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の検討課題は、今後、アスリートの強化・研究活動拠点を構築していくと同時に、様々な関係機関と連携・協力して対応 <p>《検討課題》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① パラリンピック競技の特性や強化の実態を踏まえた強化に関する支援スキームの構築 ② パラリンピック競技団体の基礎強化 ③ オリンピック競技団体とパラリンピック競技団体の連携強化 ④ 競技別強化拠点の明確化と基礎構築 ⑤ 日常的なトレーニングを行うための地方公共団体の役割 ⑥ 公共スポーツ施設の利用促進のための床材・ワックス等の研究推進 ⑦ 次世代アスリートのためのタレント発掘 ⑧ 国民へのパラリンピック競技の認知と関心を高めることによる社会的な支援の充実

【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

29. 自衛官アスリートの育成及び競技力向上

【概要】

○有望選手の獲得施策を推進しているほか、平成26年度から女子ラグビーやカヌー要員の集合訓練を実施。また、育成の基盤となる自衛隊体育学校においてトレーニング器材の取得や各種施設の整備を推進。

【具体的な取組】

アスリートの獲得及び育成

- 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策を推進
- これまで選手を育成してきた9種目に加え、女子ラグビー及びカヌーの選手育成・強化を実施

「9種目（下図上段左から）」
レスリング、ボクシング、柔道、射撃、ウエイトリフティング、アーチェリー、陸上、水泳、近代五種



平成26年度から
要員の
集合訓練を開始



女子ラグビー



カヌー

+

育成の基盤の整備

以下のとおり器材の取得と施設の整備を推進

- トレーニング器材の取得

(以下は、取得した器材の一例)



トレッドミル



エアライフル



栄養管理システム

- 各種施設の整備
 - ・庁隊舎空調設備等の整備
 - ・近代五種用訓練施設等の整備
 - ・ラグビー場の整備
 - ・アーチェリー訓練環境の整備
 - ・照明の整備
 - ・総合体育館の空調設備の整備
 - ・研修棟の整備
 - ・50m射場の建替等



総合体育館



50m射場

【大会の円滑な準備及び運営】 ④メダル獲得へ向けた競技力の強化

30. 射撃競技における競技技術の向上

【概要】

○競技技術の向上に資するため、平成26年11月に年少射撃資格者の下限年齢を引き下げるなどの銃刀法の改正を実施（平成27年4月施行）。

射撃競技団体等からの要望

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた射撃競技の競技力強化のための銃刀法改正要望

国による強化方針等の方向性

射撃競技団体等の要望は、次の点で国の施策の方向性と同じ

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会等に向けた選手強化
- ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- 射撃競技における競技力強化

文部科学大臣から国家公安委員会に対し検討要請

要望を踏まえた改正

年少射撃資格者※1の年齢の要件の見直し

- 年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引下げ
- 年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引上げ

※1 原則、18歳以上の者のみ空気銃を所持できるところ、一定の資格の認定を受けた14～17歳の者は、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用可能

練習射撃場の制度※2の拡充

- 空気銃に係る練習射撃場の制度を新設
- 年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置を規定

※2 原則、所持許可を受けた猟銃しか使用できないが、猟銃の所持許可者等は、練習射撃場においては、そこに備え付けられた猟銃も使用可能

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑤アンチ・ドーピング対策の体制整備

31. 国内アンチ・ドーピング活動体制の整備

【概要】

○クリーンな環境下でのスポーツを担保するために、アンチ・ドーピングに関する教育の更なる充実を図るとともに、インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築、研究開発の促進を検討中。平成28年1月、国内アンチ・ドーピング体制の構築・強化、及び、国際的なスポーツインテグリティ確保への支援・貢献に向け、課題を整理し必要な対応を議論するためのタスクフォースを設置し、同年8月中間報告書を公表。

＜クリーンな環境下でのスポーツを担保し、大会がもたらす価値の向上、及び、国際的責任の完遂を図る。＞

クリーンなスポーツ、クリーンな日本を世界へ発信

① 教育・研修の充実

- アスリートやサポート要員への教育・研修を充実させ、アンチ・ドーピングの的確な理解を促し、大会において、日本のアスリートやサポート要員のドーピング違反ゼロを目指す。
- 一般、特に若い世代を対象としたクリーンなスポーツ（Integrity of Sport）に関する教育を充実させ、クリーンでフェアなスポーツの価値の浸透を図る。
- ドーピング検査員の研修を充実させ、検査の技術面だけでなく、アスリートとのコミュニケーション能力の向上を目指した研修方法の開発を図り、アスリートに精神的・身体的負担をかけないドーピング検査の実現を目指す。また、血液検査の増加に対応するために医師・看護師等の検査員育成のための研修教材を開発する。

② インテリジェンス活動（情報共有）体制の構築

- IOC・IPC及び世界アンチ・ドーピング機構（WADA）がオリンピック・パラリンピックの開催国に対して遵守するよう求めている世界アンチ・ドーピング規程の改訂（2015.1）に伴い新たに追加されたインテリジェンス活動体制の構築について、IOC・IPC及びWADAが求める水準を明確化・具体化し、オールジャパン体制で、ドーピングのないクリーンでフェアな東京大会の実現を図る。

日本の研究力・技術力を世界へ発信

③ 研究開発の促進

- 日本の最先端の研究・技術を活用し、効率的で効果的なドーピング検査手法の研究・開発を促進させ、ドーピング検査によるアスリートの精神的・身体的負担の軽減を図る。
- 競技会外検査（特に血液検査）の増加に対応する為、日本の法体系・規制に適した体制の構築を図る（例：採血者の確保、使用済み針の処理等）。併せて、より低コストなドーピング検査を実現するための検査キットを開発する。

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑥新国立競技場の整備

32. 新国立競技場の整備等

【概要】

- 「新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議」が平成27年8月28日に策定した「新国立競技場の整備計画」に基づき、事業主体である(独)日本スポーツ振興センターにおいて、平成28年1月から、設計・施工を一貫して行う新国立競技場整備事業を実施。
- 平成28年12月に本体工事に着手し、平成31年11月末に完成予定。

事業概要

- ・計画敷地 東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号
ほか
- ・敷地面積 約113,000m²
- ・建築面積 約 72,400m²
- ・延べ面積 約194,000m²
- ・階数 地上5階 地下2階
- ・高さ 47.35m
- ・座席数 オリンピック競技大会開催時
実質席数約60,000席
(将来、約8万席への増設が可能な計画)
- ・事業工期 2016年(平成28年)10月(契約)
～2019年(平成31年)11月
(完成・引渡し)
- ・工事費 約1,490億円
- ・事業者 新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体



施設計画・コンセプト

広く市民に開かれた “木と緑のスタジアム”

- 最高高さ50m以下、水平庇の連続
- 市民活動をいざなう「空の杜」「大地の杜」
- 木と鉄のハイブリッド屋根構造

持続的な森を形成する大地に近い “環境共生型スタジアム”

- 卓越風を活かした「風の太座」
- 外苑の杜につながる大樹と雨水を利用したせせらぎの創出
- 8万人の円滑で安全な避難



臨場感と見やすさ、競技者の力を引出す“皆のスタジアム”

- 様々な人のアクセスに配慮
- 競技者と観客の一体感と臨場感の創出
- アスリートファーストの環境整備

コスト・工期を縮減する “シンプルな断面の構成”

- 片持ち形式のシンプルな屋根
- 高性能制振構造の採用
- 徹底したユニット化、工場製作の促進



(出典)独立行政法人日本スポーツ振興センター作成資料より抜粋

(出典)「新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体」技術提案書より抜粋

33. Sport for Tomorrow プログラムの実施

○コアメッセージ：スポーツが未来をつくる：2020年東京オリンピック・パラリンピック大会とそれに向けた具体的行動を通じて、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじめ、あらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムーブメントを広げていく。

2014～2020年の7年間で、開発途上国を始めとする100か国以上の国において、1,000万人以上を対象に、以下のプログラムを実施する。

① スポーツを通じた国際協力及び交流

【外務省】

- スポーツ関連施設の整備，器材供与（文化無償資金協力）
- スポーツ指導者・選手の派遣・招へい（JICAボランティア派遣，スポーツ外交推進事業）
- スポーツ分野での技術協力（JICA技術協力）
- スポーツ分野での日本文化紹介・人材育成支援（国際交流基金事業）
- スポーツ分野での日本文化紹介（在外公館文化事業）等

【スポーツ庁】

- 学校体育カリキュラム策定支援、スポーツイベントの開催支援をするため、専門家を派遣

② 国際スポーツ人材育成拠点の構築 【スポーツ庁】

- スポーツ教育を行う大学院修士課程や短期プログラムへの留学生の受入

③ 国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援 【スポーツ庁】

- アンチ・ドーピングが遅れている国への教育・研修パッケージの開発・導入支援等

Sport for Tomorrowコンソーシアム (2014年8月設立)

※官民連携しオール・ジャパンでSport for Tomorrowプログラムを推進していくためのネットワーク

●運営委員会：

外務省
スポーツ庁

JICA

国際交流基金

日本スポーツ振興センター(JSC)

日本オリンピック委員会(JOC)

日本パラリンピック委員会(JPC)

日本アンチドーピング機構(JADA)

筑波大学

2020年東京大会組織委員会

2019年ラグビーワールドカップ組織委員会

日本体育協会

●メンバー：(随時募集中)

国内各競技団体

NGO, 民間企業

大学 等

●事務局：

日本スポーツ振興センター(JSC)

上記に加え、スポーツ振興の前提となる途上国の青少年の育成を草の根レベルで支援。(教育施設整備案件) →外務省

34. 国内のオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの普及

【概要】

○オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを全国展開することを目指し、各学校におけるオリンピック・パラリンピック教育を推進するとともに、2020年東京大会を始めとするスポーツの記録と記憶を後世に残すためのアーカイブのあり方について検討を進める。また、平成27年2月に「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」を立ち上げ、平成28年7月に最終報告を公表。

オリパラ教育の必要性

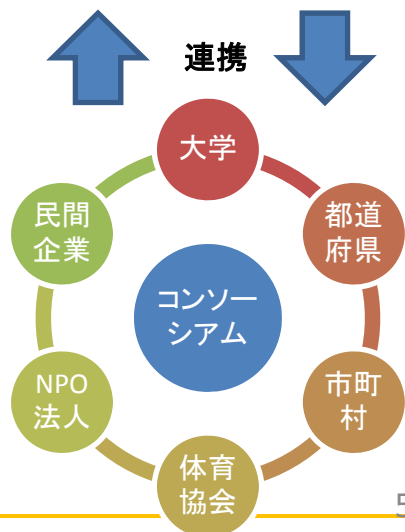
- 2020年まで5年を切るなか、大会に向けた盛り上げに着手する必要。特にパラリンピックへの関心向上が課題。
- オリパラ教育は、大会そのものへの興味関心の向上だけでなく、スポーツの価値への理解を深めるとともに、規範意識の涵養、国際・異文化理解、共生社会への理解にもつながる多面的な教育的価値を持つ。
- 我が国の無形のレガシーとして、オリパラ教育の全国展開が必要。

平成28年度における取組

- 全国12か所程度に、地域の教育機関、民間団体等を巻き込んだ**オリパラ・ムーブメント推進コンソーシアムを形成**。
- オリパラ教育に関する専門的な知見・実績を有する大学等を中核拠点として、各地域のコンソーシアムを支援。
→各地域で、**オリンピック・パラリンピアンとの交流、市民セミナー、オリンピック・パラリンピック推進校**等の取組を推進。（地域のスポーツ・国際交流・文化活動とも連携。）
- 各地のコンソーシアムをネットワーク化した**全国コンソーシアムを形成**。
→効果的な教育手法開発、指導者養成、先進事例共有等を図り、地域の活動を促進。



中核拠点





35. スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催

【概要】
 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて国内外の機運を高めるため、「日本再興戦略」改訂2015（別冊）改革2020プロジェクト（平成27年6月閣議決定）に「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム」の開催について明記。現在、平成28年10月開催に向け具体的内容を検討するとともに、関係者との調整を実施する等、準備を進めているところ。

1. 開催時期・場所

2016年10月19日（水）～10月20日（木）： 京都（ロームシアター京都等）
 10月20日（木）～10月22日（土）： 東京（六本木ヒルズ等）

2. 内容（案）

(1) 東京プレナリー・ 基調講演	(2) 国際会議	(3) 官民ワークショップ	(4) 文化行事
<p>【基調講演】</p> <p>バッハ国際オリンピック委員会会長 クレイブン国際パラリンピック委員会会長 シュワブ世界経済フォーラム会長 等</p>	<p>【スポーツ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記念セッション （オリンピック・パラリンピックがもたらすレガシー） ・スポーツ担当大臣会合 （Sport for Tomorrow） ・ラグビーワールドカップ2019関連会議 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p>【文化関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年に向けた文化プログラム全国展開のためのセッション（京都） ・障害者の芸術活動に関するセッション（東京） 	<p>最先端科学技術等をテーマとした官民協働のワークショップ及び世界経済フォーラムとのジョイントセッションを開催</p> <p>※ 本フォーラムと同時期に東京で開催予定の、世界経済フォーラム若手メンバーの年次総会と連携</p>	<p>二条城等、世界遺産の神社・仏閣を活用し、我が国の伝統芸能等と海外文化・現代アート等が調和した様々なプログラムを開催</p> <p>その他、六本木アートナイト等の協賛イベントと連携</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p style="text-align: center;">二条城（世界遺産）</p>

36. Specialプロジェクト2020の実施

【概要】

○大会のレガシーとして特別支援学校を地域の共生社会の拠点とするために、2020年に全国の特別支援学校でスポーツのみならず文化・教育活動も含めた全国的な祭典を開催するための準備をすすめているところ。

事業内容

① 企画立案等

国レベルの中央実行委員会を開催し、事業内容を具体化するとともに関係機関とのネットワーク構築し、ロゴマーク作成やプロモーション等を行う。

② 各地での祭典開催のための体制整備及び情報収集

各都道府県・地域において地域実行委員会を開催し、域内の関係機関のネットワークを構築するとともに、特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行う。

③ 特別支援学校におけるスポーツ活動等推進のための基盤整備

全国の特別支援学校でスポーツ活動等の充実を図るため、障害者スポーツ用具等の整備を図る。

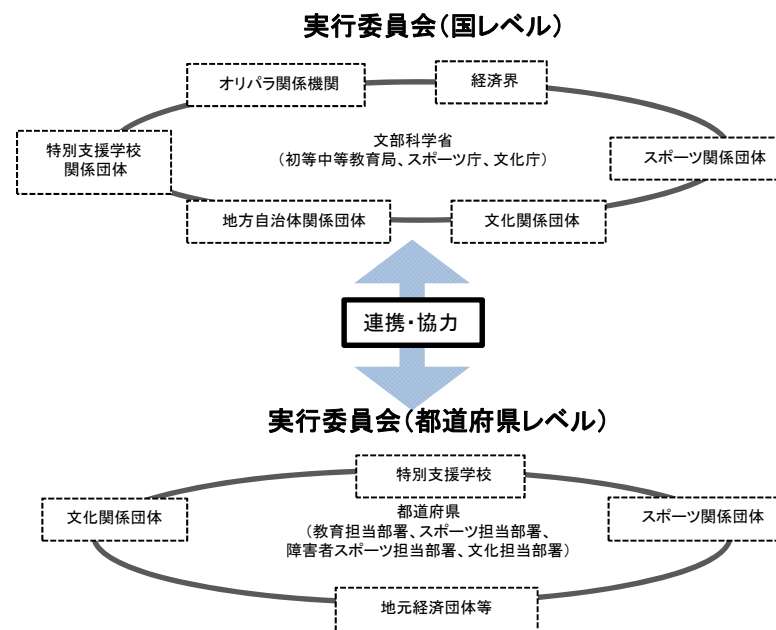
④ モデル事業の実施

具体的な取組の先進事例を蓄積するため、モデル事業を実施する。

⑤ 特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。

実施体制



効果

- ・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、地域の共生社会の拠点づくり

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

37. 記念貨幣の発行検討

【概要】





- 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けた機運を醸成するため同大会を記念する貨幣を発行する旨決定した（平成28年7月12日閣議決定）。
- 大会開催までに複数種類を発行するとの方針の下、まずは、リオデジャネイロから東京への開催都市の引継をテーマとする記念貨幣の図柄等を決定し、平成28年内に発行予定（平成28年8月29日政令改正）。
- 今後発行するオリンピック・パラリンピック記念貨幣の図柄等については、（独）造幣局と連携し検討中。

1. TOKYO2020立候補ファイル（平成25年1月7日 国際オリンピック委員会（IOC）に提出）

7.6.2 オリンピック記念貨幣発行の保証

- ・ 過去、日本国内で開催された大規模スポーツ・イベントにおいて、記念貨幣が発行されている。
- ・ IOCに対するロイヤリティは、販売収益の中から大会組織委員会を通じて支払われる。
- ・ 大会の記念貨幣の発行については、日本国財務大臣が保証している。

2. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会記念貨幣（リオ2016－東京2020 開催引継記念）

競技大会名	東京オリンピック競技大会		東京パラリンピック競技大会	
図柄	(表面)  オリンピック旗と桜と イペー・アマレーロ	(裏面)  東京2020オリンピック 競技大会エンブレム	(表面)  パラリンピック旗と桜と イペー・アマレーロ	(裏面)  東京2020パラリンピック 競技大会エンブレム
額面価格	1, 0 0 0 円			
発行枚数	各 5 万枚			
申込期間	平成 2 8 年 9 月 2 1 日から平成 2 8 年 1 0 月 1 日まで			
商品発送予定時期	平成 2 8 年 1 2 月頃から			
販売価格	各 9, 5 0 0 円			

38. 大会協賛宝くじ・記念切手の発行検討等

【概要】

○全ての都道府県及び指定都市において、大会協賛宝くじを発売。また、記念切手の発行について、日本郵便（株）及び組織委員会と調整中。寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための特別措置法が平成27年5月に成立（同年6月施行）。

1 協賛宝くじ

宝くじの発売団体である全ての都道府県及び指定都市は、大会に向けて協賛宝くじを平成28年度より発売。

2 記念切手の発行等

総務省において、大会に関する記念切手の発行について、関係省庁、日本郵便（株）及び組織委員会と調整中。

（参考）○ 過去、日本で開催されたオリンピック等においては、いずれも記念切手を発行。

- | | |
|-----------|---------------------|
| ・東京オリンピック | 1億8,000万枚 |
| ・札幌オリンピック | 1億3,500万枚 |
| ・長野オリンピック | 7,850万枚（パラリンピックを含む） |

～国内開催のオリンピック記念切手発行に際し、ロイヤリティの支払義務が発生するのは今回が初めてであり、発行条件等について要調整。

○ 想定スケジュール（2020年の発行の場合）

大会の記念切手は、2020年度に発行される記念切手と同じ手順を経ることとなる予定。

- | | |
|---------------|----------------------|
| ・2018年11～12月頃 | 関係省庁からの推薦 |
| ・2019年10～11月頃 | 日本郵便において2020年度発行計画発表 |
| ・2020年 | 記念切手販売開始 |

寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための東京大会に係る特別措置法が成立。

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

39. 記念自動車ナンバープレートの発行

【概要】

○大会エンブレムを使用した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートについて、平成29年10月頃に交付開始予定。

・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた国民的機運の醸成、意識の高揚を図る観点から2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様の図柄入りナンバープレートを期間限定（2020年までの間）で、希望する者に対し、全国において交付する。

・当該ナンバープレートの交付に合わせて寄付金を募集し、その収入を大会開催に向けて必要となる交通サービスの改善（バス・タクシーのバリアフリー化等）に充てる。

＜他国における過去の実施例＞



2010年バンクーバー五輪
（カナダ：ブリティッシュコロンビア州発行）



1996年アトランタ五輪
（アメリカ：ジョージア州発行）

● スケジュール

・図柄入りナンバープレート制度検討会での検討結果を盛り込んだ「図柄入りナンバープレート制度最終取りまとめ」を平成28年5月公表。

・具体的な図柄は関係機関と調整の上、国民から公募、視認性の確認等を経て決定し、平成29年10月頃に交付開始予定。

● 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート（イメージ）

オリンピックエンブレムを使用した1枚とパラリンピックエンブレムを使用した1枚の2枚1組で交付



エンブレムと図柄（寄付金あり）



エンブレムのみ（寄付金無し）

※今後、関係機関と調整等を行った上、決定する予定。

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

40. 知的財産保護のあり方検討

【概要】

○知的財産保護に係る国と組織委員会との打ち合わせを開催し、大会に関連する知的財産保護のあり方について意見交換を実施。不正競争防止法及び商標法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を引き続き実施。

○商標法に基づくオリンピック関連標章の保護

商標法第4条第1項第6号及び第4条第1項第11号により商標登録が認められない例

条文の説明	オリンピック関連標章の例
著名な国・地方公共団体の標章、公益事業に関する標章等と同一又は類似の商標は登録を受けることができない（6号）	「オリンピック」「OLYMPIC」 
同一又は類似する他人の商標が先に登録されている場合は登録を受けることができない（11号）	「TOKYO 2020」 登録番号：登録第5626678号 権利者：財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録  登録番号：国際登録第1128501号 権利者：IOC 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録

【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

41. 式典等大会運営への協力検討

【概要】

- 国旗掲揚、飛行展示（ブルーインパルス）や国歌演奏（音楽隊）など式典等大会運営への協力について検討を開始。

【具体的な取組（過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの）】

- 国旗掲揚
- 飛行展示（ブルーインパルス）：カラスモーク再開に向けた調査研究
- 国歌演奏：陸自中央音楽隊の演奏服の検討 等

国旗掲揚



【写真：NHKオンライン】

飛行展示



【写真：毎日.jp】

国歌演奏



過去の支援実績

- 東京オリンピック（1964年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援（含ブルーインパルス飛行展示）
- 札幌オリンピック（1972年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援
- 長野オリンピック（1998年）： 奏楽、国旗等の掲揚、開会式支援（含ブルーインパルス飛行展示）

42. 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

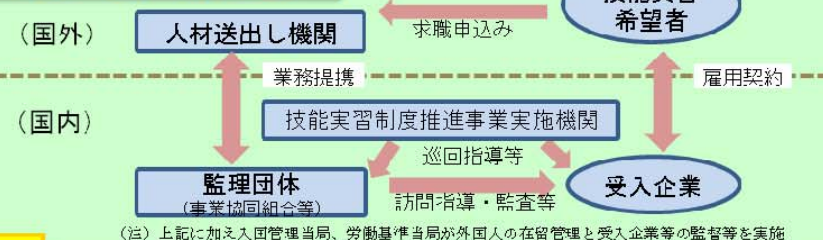
【概要】

○大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、国内での人材確保に最大限努めることを基本として、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図る「外国人建設就労者受入事業」を平成27年4月から開始した。

技能実習の流れ



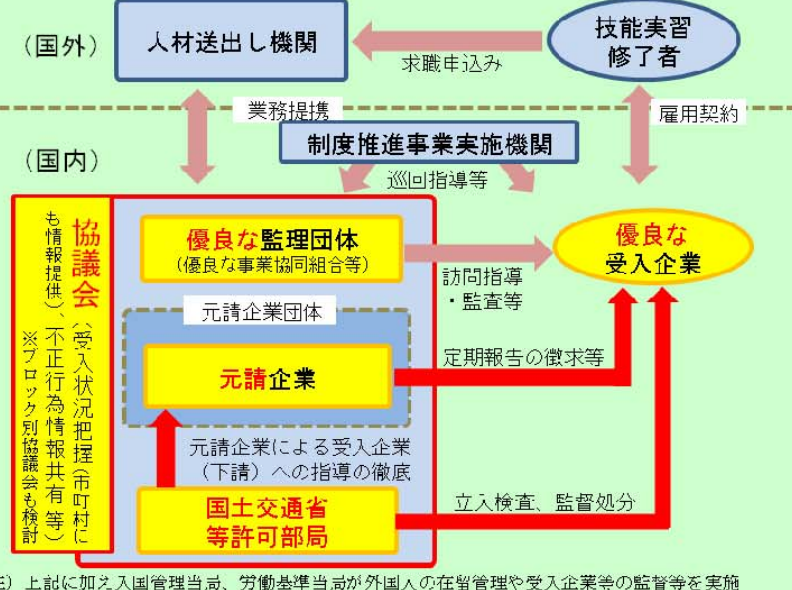
現行の技能実習制度



新たな外国人材活用の流れ



新たな特別の監理体制 (本区は再入国の場合)



【大会の円滑な準備及び運営】 ⑧その他

43. 大会に向けた各種建設工事における安全確保

【概要】

- 新国立競技場等の大会施設の整備が安全かつ着実に実施されるよう、平成28年1月に、関係省庁、発注者、建設業団体、労働組合からなる協議会を設立。協議会においては、同年6月に、大会施設工事における安全衛生対策の基本方針を策定。
- 厚生労働省では、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施されるよう、工事従事者への安全衛生教育や施工業者への技術指導等の対策を強化。

<大会施設の安全かつ着実な整備>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会

内閣官房オリパラ事務局、文部科学省、国土交通省、東京都、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、（独）日本スポーツ振興センター、東京労働局、（独）労働者健康安全機構・労働安全衛生総合研究所、建設業労働災害防止協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、（一社）建設産業専門団体連合会、建設労務安全研究会、日本労働組合総連合会、厚生労働省（事務局）

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会施設工事における安全衛生対策の基本方針」（平成28年6月策定）

国内外から注目される大会施設の建設工事を、大会の一つのレガシー（引き継がれていく有益な遺産）として、今後の快適で安全な建設工事のモデルとするべく、建設工事の発注・設計段階から安全衛生対策に取り組み、先進的な対策により建設工事の抜本的なリスク低減を図るとともに、女性や若者が安全に安心して、やりがいを持って働ける建設現場の構築を目指す。

<大会に向けた各種建設工事の安全確保>

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、競技施設の建設や、首都圏を中心としたインフラ整備、再開発等の建設工事量が増大
- 人手不足により、現場の作業に習熟した労働者、現場管理者の不足も懸念される中、更なる安全管理の徹底が必要

人の対策

新規入職者等への教育

- ・ 建設業に初めて就く方等を対象に安全衛生教育

現場

工事現場への技術指導

- ・ 安全を熟知した専門家が安全な作業方法等を助言・指導

人にやさしい 保護具

身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の普及



ハーネス型

胸ベルト式

【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

44. 被災地と連携した取組の検討

【概要】

- 大会組織委員会、岩手県、宮城県、福島県等と構成する「被災地復興支援連絡協議会」で、大会が復興の後押しとなるよう3県と連携した取組について平成26年7月より検討を開始。同年6月には、大会組織委員会会長が3県を訪問し、各県知事と意見交換を実施。
- 平成27年8月には、東京オリンピック・パラリンピック大臣が福島県を訪問し、県知事と意見交換を実施。同年9月末にI O Cに提案する追加種目案を大会組織委員会が決定した際には、被災地を含めた地方での追加種目の試合の開催を行うよう、東京オリンピック・パラリンピック大臣から大会組織委員会会長に対し要望。同年10月に宮城県石巻市、平成28年1月に岩手県釜石市で各市長と意見交換を実施。
- 平成28年5月、9月には、被災自治体からの要望等も踏まえ、復興大臣が東京都を訪問し、都知事に被災地での競技開催、聖火リレー等を要請。

これまでの動き

- 平成23年12月「2020年オリンピック・パラリンピック招致に係る復興専門委員会」を設置
(事務局：東京都、委員長：東京都スポーツ振興局長)
 - 日本での大会開催が東日本大震災被災地の復興に資すると想定される事項について検討するため、被災各県、スポーツ団体、東京都、招致委員会が一堂に会して意見を交換する場
(平成24年12月6日、復興専門委員会報告 1 復興専門委員会についてより抜粋)
- 平成24年12月最終報告：「**スポーツの力で未来をつかむーオリンピック・パラリンピック開催を被災地復興の力に一**」
 - 被災地復興の後押しや世界へのアピールの観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い**実施すべき事業案を提言。「大会準備期間」「大会開催直前」「大会開催期間」「大会終了後」のそれぞれの段階に分け、計32事業（再掲含む）**を記載(東京都最終報告書ホームページより抜粋)。
- 平成28年1月及び6月 ホストタウンに宮城県の2団体（仙台市、蔵王町）及び福島県の4団体（会津若松市、郡山市、いわき市、猪苗代町）を登録

検討体制の設置ー被災3県と連携した取組ー

- 「被災地復興支援連絡協議会及び幹事会」（第1回）を開催（平成26年7月29日、事務局：組織委員会）岩手県、宮城県、福島県、東京都、組織委員会、復興庁、文部科学省、内閣オリパラ室等が参加
- 幹事会を開催（平成27年2月：第2回、7月：第3回、平成28年6月：第4回）



大会の開催が東日本大震災からの復興の後押しや世界に向けたアピールの原動力の一つとなるよう、岩手県、宮城県及び福島県と連携して取組を進めていく。

【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

45. ホスタウンの推進

【概要】

○2020年の大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホスタウン」として全国各地に広げる。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」(抜粋)

第2章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

(2) 新たな有望成長市場の創出・拡大

① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

ホスタウンによる地域活性化や国際交流の推進(中略)など大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を政府一丸となって進める。

ホスタウンの推進

- 平成26年7月より「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホスタウン関係府省庁連絡会議」*を開催。
- 平成27年9月に第2回連絡会議を開催し、「ホスタウン推進要綱」を決定、全国の自治体に通知。
- 平成27年11月から第一次登録の申請の受付を開始し、平成28年1月に第3回連絡会議を開催、第一次登録として44件を公表。同年6月には第二次登録として47件を公表(計91件)。リオデジャネイロ大会後の状況も踏まえ、本年11月に第三次登録団体を決定・公表予定。
- 来年度以降についても年に複数回の登録を実施する予定。

【ホスタウンの活動状況例】



焼津市が中部日本ジュニアレスリング大会でモンゴル小学生レスリング選手団を受入。
※写真は焼津市から提供

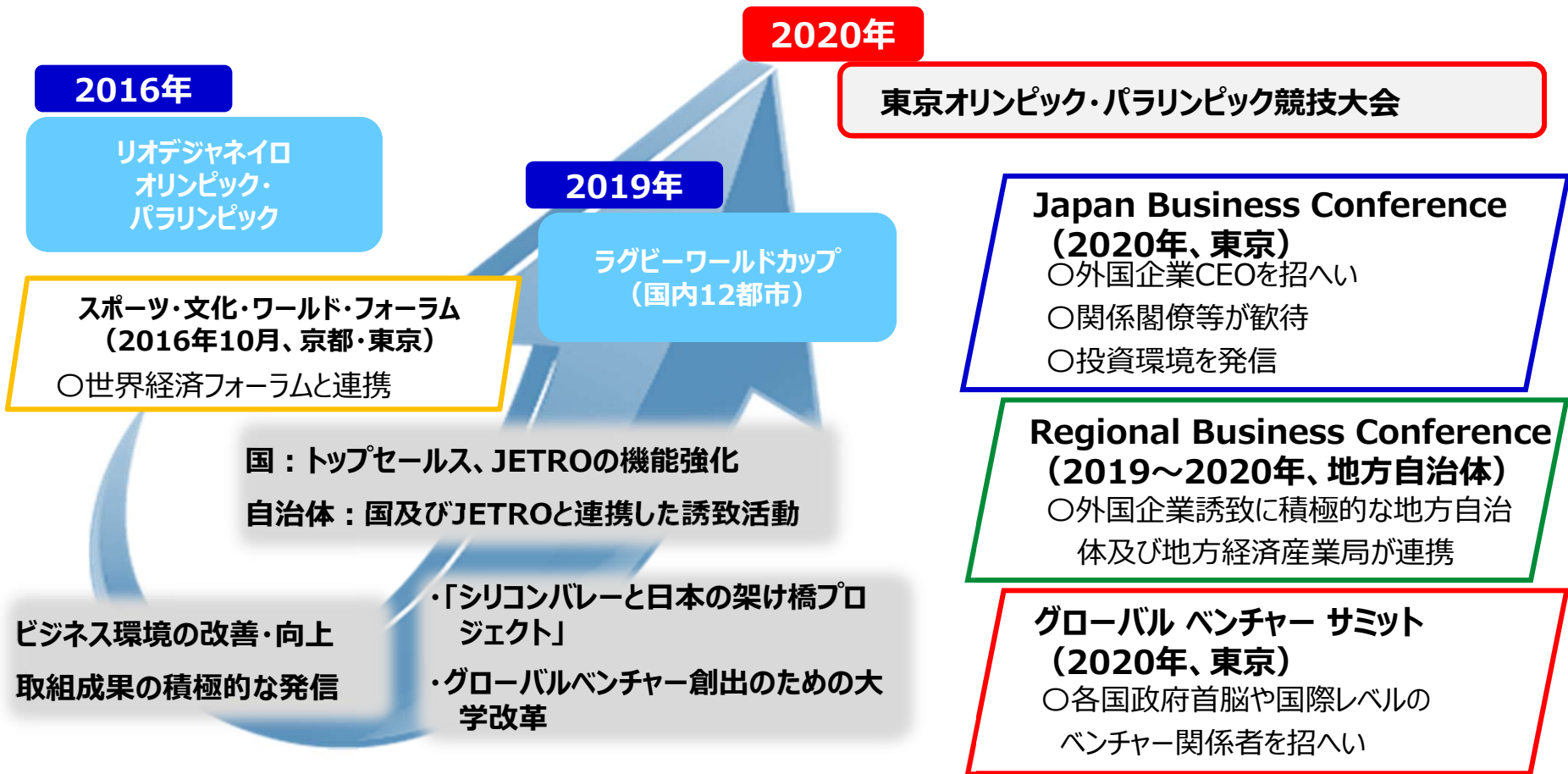
*平成26年7月当時は「ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」

【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

46. 対日直接投資の拡大に向けた我が国ビジネス環境の発信

【概要】

○我が国に対する国際的な注目度が高まる2020年に向けて、成長戦略に盛り込まれた施策推進を通じたビジネス環境等改善・向上の成果を積極的に発信する。



【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ①被災地の復興・地域活性化

47. 東京都と連携した大会開催を契機とした全国の中小企業のビジネス機会拡大

【概要】

- 東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」に国が参画し、大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくための取組を開始。同協議会は、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトを構築（平成28年4月から本格稼働）。
- 今後は、都をはじめとする協議会や経済団体等と連携し、中小企業のビジネス機会の拡大に向けた検討、取組を進めていく。

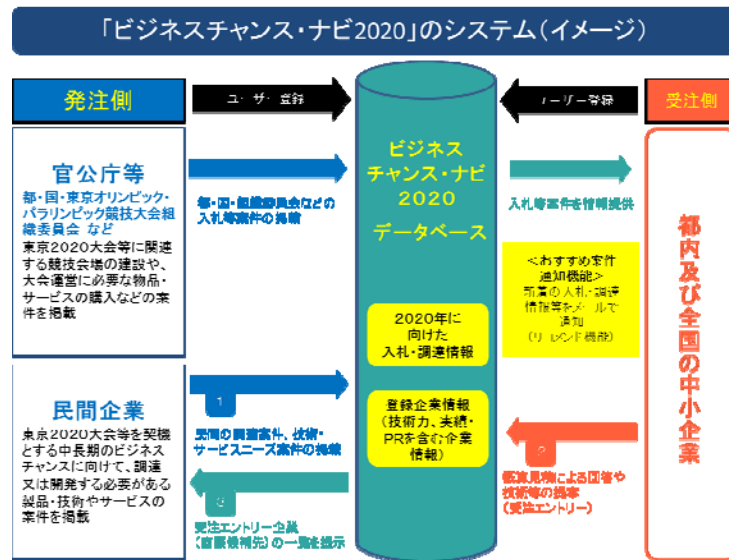
中小企業世界発信プロジェクト推進協議会メンバー

委員：東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、
内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局、中小企業庁、東京都産業労働局、公益財団法人東京都中小企業振興公社

→ 平成27年12月より推進協議会に参画

中小企業世界発信プロジェクト

1. 中小企業の受注機会の拡大（ポータルサイトの構築）



2. 新製品・サービスの開発促進・販路開拓支援

- ①「ビジネスフロンティア・フェア」の実施
 - ・中小企業向けの展示会の実施
 - ・中小企業が新たに開発した創意あふれる製品やサービスを展示
- ②「マーケットサポート」の実施
 - ・ビジネスナビゲーター（商社・大手メーカーOB）による新たな企業とのマッチング・販路開拓をサポート
- ③「世界発信コンペティション」の実施
 - ・「製品・技術（ベンチャー技術）部門」「サービス部門」の2分野でコンペを実施
 - ・表彰製品等に開発・販売等奨励金を交付



【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

48. 社会全体のICT化の推進

【概要】

○大会以降の我が国の持続的成長も見据えつつ、訪日する外国人旅行者の利便性の向上にも資する新たなイノベーションを世界に発信するため、スマートフォンや交通系ICカード、クラウド技術等を活用し、無料公衆無線LAN環境、多言語対応、4K・8Kや属性に応じた情報提供を可能とするデジタルサイネージの推進、放送コンテンツの海外展開、情報共有や人材育成を通じた世界に先駆けたサイバーセキュリティ基盤の構築等の施策について、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」において検討。平成27年7月に「アクションプラン（第一版）」をとりまとめ、引き続き、当該プランの実現に向けた検討、取組を推進。

「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」

1. 検討項目

(1) 2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン

① 実現を図るべき事項

(都市サービスの高度化 (IoTおもてなしクラウド)、高度な映像配信サービス、無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応の実現、4K・8Kの推進、デジタルサイネージの機能拡大、放送コンテンツの海外展開、世界一安全なサイバー空間の実現等)

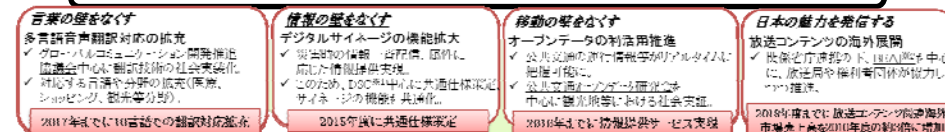
② 目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

2. スケジュール

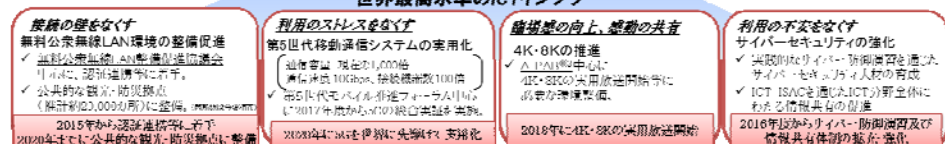
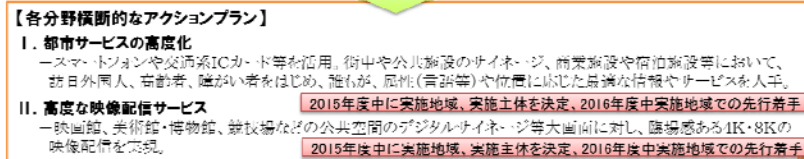
平成27年7月に「2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン（第1版）」をとりまとめたところ。2020年の社会全体のICT化の実現に向けた検討、取組を引き続き実施

2020年に向けた社会全体のICT化 アクションプラン 概要



高度なICT利活用

【各分野】 観光関係人 デジタルイノベーション・チーム
 観光関係人 観光コンテンツ開発・推進協議会



【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ② 日本の技術力の発信

49. 大会における最新の科学技術活用の具体化

【概要】

○ 内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）の下に有識者による「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」を開催し、2020年に日本から世界に科学技術イノベーションの成果発信する9つのプロジェクトを取りまとめた。平成27（2015）年度に官民一体となって取組を具体化した「事業計画」を取りまとめ、計画を踏まえて実施中。

Innovation for Everyone 2020

～ すべての人が主役になれる社会づくりへ～

スマートホスピタリティ

海外からの来訪者に、移動や会話に伴うストレスのない、やさしい誘導を

感染症サーベイランス強化

感染症の発生をすばやく察知・公開し、健康的な暮らしを守る

社会参加アシストシステム

障害者・高齢者が普通に社会参加するアシストを

次世代都市交通システム

すべての人に優しく、使いやすい移動手段を

水素エネルギーシステム

水しか排出しない最新エネルギーで、移動・暮らしに次のクリーンを

ゲリラ豪雨・竜巻事前予測

ゲリラ豪雨が降りだす前に、人々へお知らせ

移動最適化システム

ビッグデータでヒトの流れをスムーズにし、安全で快適なおもてなしを

新・臨場体験映像システム

臨場感あふれる映像技術が生み出す「ワクワク」を、世界中の人と一緒に

ジャパンフラワープロジェクト

最先端技術を活用し、夏でも多くの国産の花で街に彩りを

50. 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム

【概要】

- 自動走行技術を活用した次世代都市交通システム (ART)の実用化に関しては、車いすや高齢者の方々も乗り降りしやすいよう、バス停に正確に横付けする正着制御技術、新幹線並みのスムーズな加減速技術などでアクセシビリティの向上を図るとともに公共車両を優先する信号制御システムなどの各技術も統合することで安定した定時運行の実現に向けた検討を進めている。
- 平成28年4月には、ARTに係る技術の開発と実証に向け、内閣府や東京都、関係企業の間で今後の協力に関する覚書を締結しており、引き続きこれら関係者間で連携しつつ、今後の実証実験を見据えた具体的な計画の検討に取り組む予定。

平成28年3月
試作車等を用いた
技術検証実験



実験風景
(茨城県つくば市
産総研テストコース)

バスドライバーの運転を補助し、常に正確で、安全、快適な運行を目指す。

滑らかな交通流動の実現
(公共車両優先システム (PTPS*) 等)

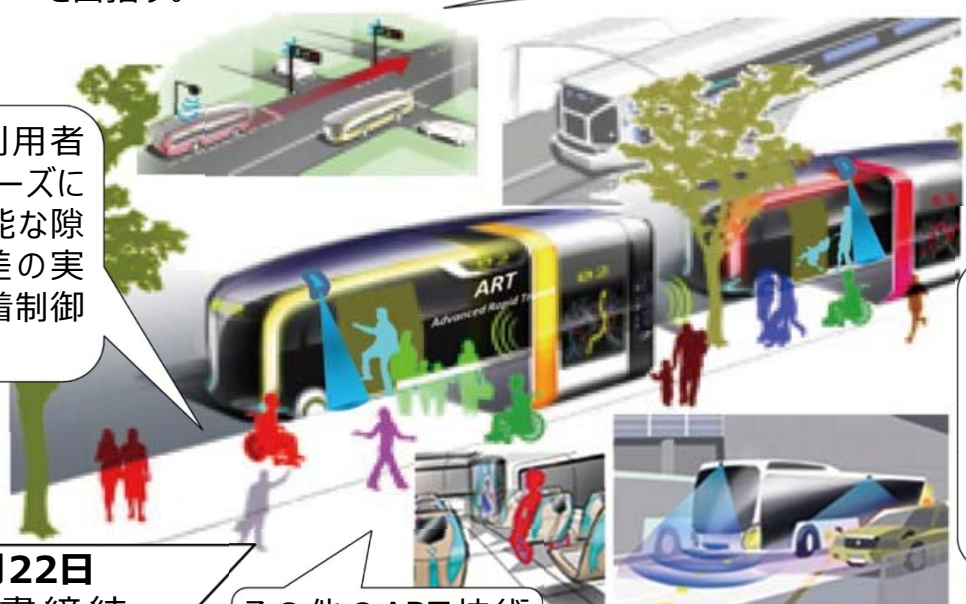
車いす利用者等もスムーズに乗降可能な隙間と段差の実現 (正着制御技術)

* Public Transportation Priority System

加速度の最適制御による安全性、快適性の向上 (加速度最適制御技術)

平成28年4月22日
東京都等と覚書締結
(協力内容)

その他のART技術等の実現



51. 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

【概要】

○あらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者や障害者、外国人も含めた多様な者が、ストレスフリーな生活の実現に必要な幅広いサービスを楽しむシーンを作り上げ、ショーケース化を推進。フィールド構築や技術開発・実証を行うためのワーキンググループを順次設置し、技術開発・実証における課題や必要な規制・制度改革の明確化など社会実装に向けた検討を進めている。

ユニバーサル未来社会体験プロジェクト 文部科学省

【実施場所の具体例】 台場及び青海地域（想定）等

日本科学未来館等があり、五輪会場に近接する台場及び青海地域並びに千葉市幕張新都心を中核として、パーソナルモビリティ、超臨場感映像技術、デジタルサイネージ、多言語翻訳、案内ロボット等の先端ロボット技術の体験フィールドを構築する。



illustrated by TENJIN
お台場の実施イメージ※



提供:千葉市
幕張新都心の実施イメージ※

※公道及び関係施設については、東京都及び千葉市をはじめ今後調整

連携する
地方自治体
愛知県
茨城県
神奈川県
埼玉県
いわき市
渋谷区
千葉市
つくば市
名古屋市
藤沢市

ユニバーサル未来社会を実現するための技術例



お出迎え・施設内の案内誘導

サポートニーズのヒアリング

サポートニーズに応じた各種手配

誰もが会話で困らない



多言語翻訳

自動運転や移動支援



パーソナルモビリティ

荷物運搬や高齢者・障害者へのアシスト技術



アシストスーツ

4K・8K映像等による最先端映像技術



デジタルサイネージ
超臨場感映像

【大会を通じた新しい日本の創造】 (1) 大会を通じた日本の再生 ②日本の技術力の発信

52-a. 高精度衛星測位技術を活用した新サービス (観光サービス)

【概要】

○宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用し、最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT等の関連政策と連携した先導的な社会実証実験を平成31年度に行うべく検討を行う。

≪事例1：サブメーター級測位補強技術を活用した新たな観光サービス≫

- 近年、特定の地域を舞台にしたアニメが多数存在（“箱根町×エヴァンゲリオン”“金沢市×花咲くいろは”等）し、アニメを活用した聖地巡礼が脚光を浴びている。
- 準天頂衛星のサブメーター級測位補強やAR（拡張現実）等を活用し、ある特定の場所に行くときある特定のアニメキャラクターに出会い、写真撮像や特定のグッズ等が手に入るなどの仕掛けづくりを展開することが可能。
- 地域側としても、本来は観光客に見てほしいスポットにアニメキャラクター等をAR等で配置することで地域の新しい発見につながる仕組みになる。東京五輪時には、東京近郊集う外国訪日客を地域に展開させるフックとして機能。



(C) カラー
(出典) http://internet.watch.impress.co.jp/docs/column/chizu/20150312_692344.html

http://qzss.go.jp/events/jtb_150803.html

52-b. 高精度衛星測位技術を活用した新サービス (スポーツ・健康サービス)

【概要】

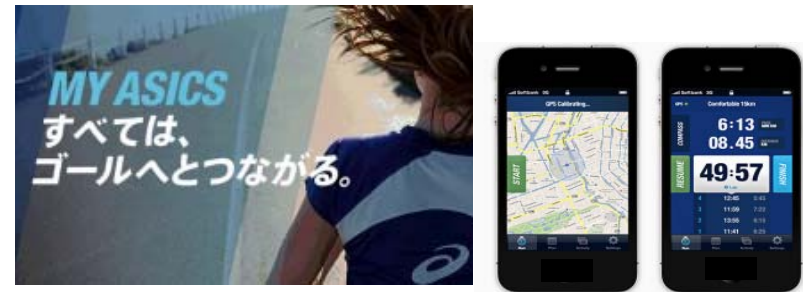
○宇宙利用がもたらす未来社会のショーケースとして大会の機会を活用し、最新の宇宙技術の社会実装に向け、IT等の関連政策と連携した先導的な社会実証実験を平成31年度に行うべく検討を行う。

《事例2：高精度測位による新たなスポーツ産業の創出》

- 準天頂衛星を活用してマラソンランナーの走行軌跡を測位し、コーチング (ペース配分、コース戦略等) をマラソン後、あるいはマラソン中にもリアルタイムに提供する。
- ラグビーは、既にGPS受信機器搭載したウェアを着用し、練習中・試合中のトラッキング解析を行っている。準天頂衛星を活用し、分析精度向上と他の競技への展開が進められている。
- 普段のランニング/ウォーキング量 (速度と距離) を正確に測位し、運動量と健康との関係を明らかにすることで、健康になるための運動を促すサービスも展開可能であり、東京五輪を契機に健康志向が高まってきている日本国民が高付加価値サービスを楽しむことが可能となる。



●神戸マラソン実証実験 (平成27年11月15日)



ランニング速度と距離を重視したペースコントロール トレーニングアプリ "MY ASICS"

●アプリ例

53. 義肢装具等の先端技術の発信

【概要】

- 国際義肢装具協会世界大会※が、平成31年（2019年）に同協会日本支部主催により神戸市で開催される。これに際し、①介護リハビリロボットの見本市、②プレパラリンピックPRイベント、③WHOとの共同イベントといったイベントが開催され、日本の技術力等の情報が発信される予定であり、政府としても協力・支援を予定。

※ 本世界大会は、義肢装具・リハビリ工学における「日本の今の実力」を世界に示す絶好の機会であり、更なる国際社会との協同および国際貢献に向けてのステップアップや、義肢・装具業界や周辺業界のスキルアップ、底上げにもつながるもの。

国際義肢装具協会日本支部により開催が予定されている イベント（政府として協力・支援を予定）

- 介護リハビリロボット見本市
日本の介護ロボット機器等の展示を実施。日本の介護ロボット関連企業と世界各国が商談できる場も提供予定。
- プレパラリンピックPRイベント
義肢メーカーの協力により、世界大会期間中に国内外からパラリンピックの有名選手を招待する、各国からの大会参加者や一般市民向けのPRイベント。
- WHOとの共同イベント
WHO神戸センターとの共同により、超高齢化問題や障害克服に関するフォーラム、専門家によるカンファレンスを予定。

国際義肢装具協会（ISPO）とは：

- 非政府組織（NGO）として1970年に設立。世界の義肢装具関連専門職の教育と訓練の標準化に責任を持つ機関。
- WHOと共同で「発展途上国における義肢装具分野専門職養成・訓練に関するガイドライン」を制定。
- 義肢・装具・リハビリ工学とその関連領域における多職種により成る。世界59カ国に支部があり、世界100カ国以上に3000名以上の会員を持つ。

ISPO世界大会

- 1974年より、「義肢装具に関する学際的な技術並びに教育を普及、振興すること」を目的に、3年に1度開催（2013年以降は隔年開催）。2015年はリヨン（フランス）で開催。

54. 「2020年オリンピック・パラリンピック」後も見据えた観光振興

【概要】

- 平成28年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人とする等の目標を設定。
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム2016」に基づき、オリンピック・パラリンピック後も見据えた訪日プロモーション等を実施。

○オリンピック・パラリンピック後も見据えた訪日プロモーションの戦略的高度化

- ・世界的な広告会社の活用等を通じ、日本の観光ブランドイメージを確立し、戦略的に展開
- ・海外の著名人やメダリストが各地で日本文化を体験する映像を制作し、海外キー局で配信
- ・2019年ラグビーW Cの開催等を契機とした日本各地の魅力の発信 等

○オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

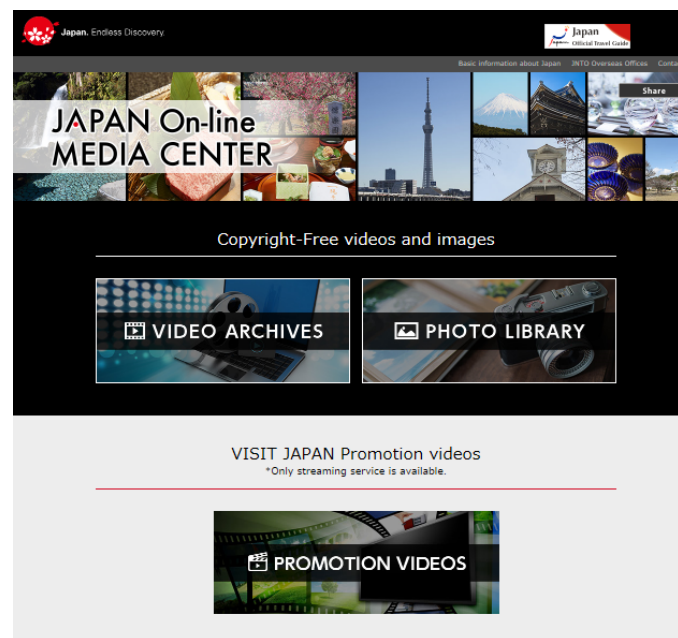
- ・無料公衆無線LAN環境整備
- ・多言語対応の改善・強化
- ・東京駅の案内等の改善
- ・決済環境の改善
- ・通訳案内士、ボランティアガイドの活用
- ・外国人旅行者の災害対応
- ・宿泊施設の供給確保及び情報提供 等

○全国各地での文化プログラムの開催

文化プログラムの機会を活用し、日本文化等の魅力を発信 等
(例) 世界に誇るべき有形・無形の文化財や、季節感一杯の祭り・花火、地域の伝統芸能、食

○オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及

- ・スポーツ振興を通じた国内外からの誘客
- ・地方への旅行の促進 (広域観光周遊ルート 等)
- ・ホストタウンの推進 等



メディアに向けての情報発信
(JAPAN On-line MEDIA CENTER)

55. 水辺環境の改善

【概要】

○水辺環境の改善のため、東京都と連携した競技会場周辺等の快適でにぎわいのある水辺空間の創出や舟運の活性化に関する取組の一体的な推進について、平成27年度より検討を開始し、河川占用許可準則の緩和等を活用しつつ、テラス整備等の水辺の動線確保によるまちづくりと一体となった水辺環境の改善等を支援。

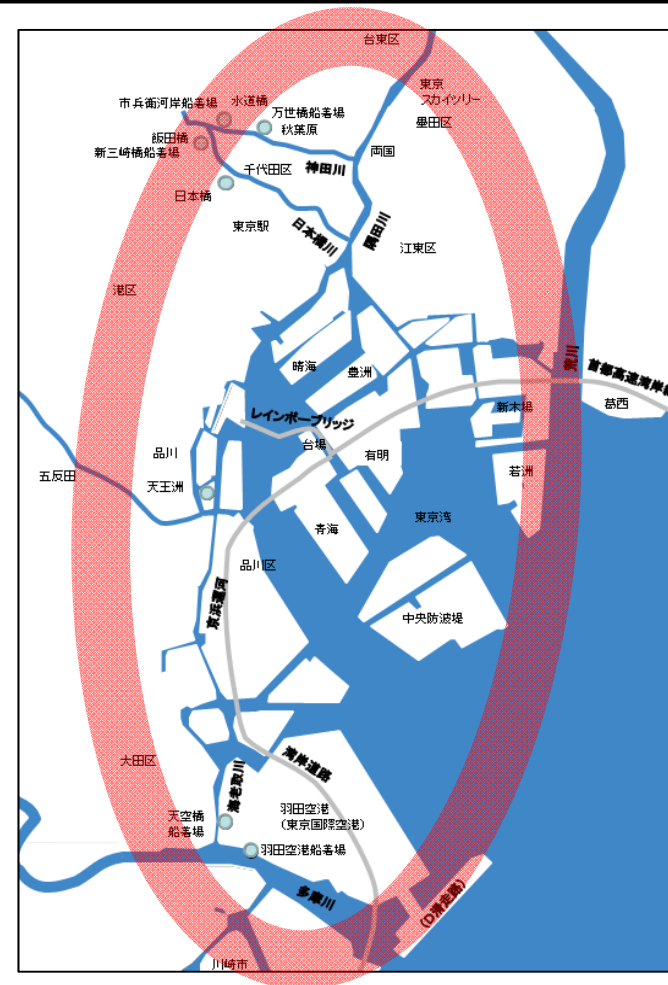


快適でにぎわいのある水辺空間の創出



秋葉原・天王洲・羽田空港舟運社会実験（万世橋船着場・秋葉原）

舟運の活性化



【大会を通じた新しい日本の創造】（２）日本文化の魅力の発信

56. 文化を通じた機運醸成

【概要】

○我が国の地域色豊かで多様性に富む文化を通じて、国民一人一人が大会に幅広く関わりを持ち、参加するなど、日本全国での大会機運の醸成のため、関係府省庁、東京都、大会組織委員会を構成員とする関係府省庁等連絡会議を平成27年11月に設置。「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年（2015年）11月閣議決定）推進の重点分野として文化を通じた機運醸成に資する試行プロジェクト実施し、その効果検証を行う。また、2020年以降を見据えたレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認定し、関係機関が一体となって推進する。

関係府省庁等連絡・連携会議

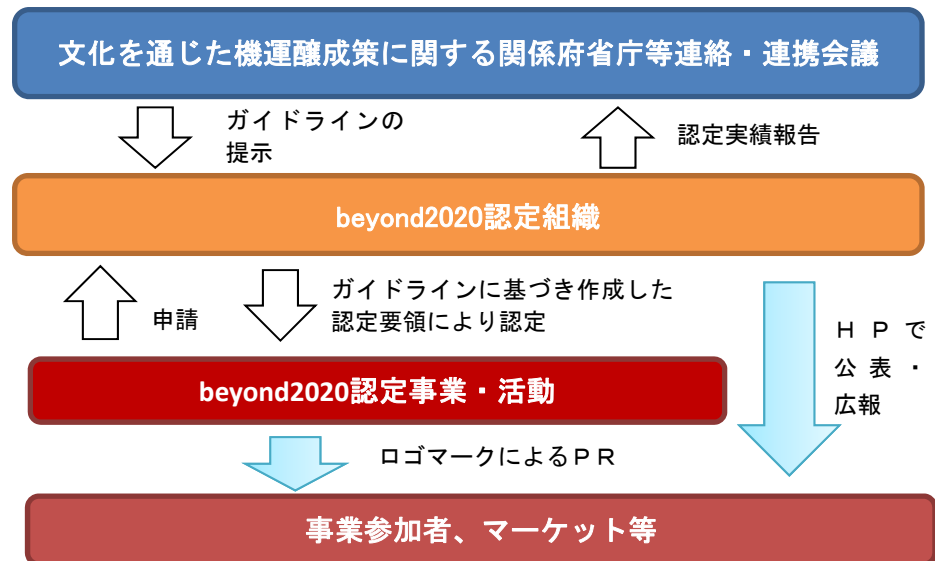
関係府省庁、政府関係機関、自治体等において進められる文化を通じた機運醸成策に関する情報共有及び連携

beyond 2020 プログラムの推進

2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化に関する取組を「beyond2020プログラム」として認定し、ロゴマークを付与し、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開する。

試行プロジェクト（オリパラ基本方針推進調査）

大会の機運醸成に向けて特別に実施される要素を含む文化イベント等について、試行プロジェクトを実施することにより、その効果と課題を分析する。



【大会を通じた新しい日本の創造】 (2) 日本文化の魅力の発信

57-a. 文化プログラムの推進

【概要】

○文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針：平成27年5月閣議決定）に、リオ大会の終了後に、オリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラムの実施に向けた機運の醸成を図ることを明記。企業メセナ協議会が文化プログラム支援のための「2021芸術・文化による社会創造ファンド」を造成し文化庁と連携。あわせて、在外公館による文化事業や、平成26年度より取組みを開始しているアジア向け「文化のWAプロジェクト」等の、国際交流基金による各種文化交流事業を推進。

文化プログラムの推進に向けた検討体制

○政府における文化プログラムの推進について、全国的な展開も踏まえ、関係府省庁等が連携した取組に向け、検討を開始。

各種文化交流事業の実施 (外務省・国際交流基金)

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、「**文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～**」をはじめとする、各種の文化交流事業を展開。



平成27年11月に東京で開催された東南アジアと日本のダンサーによる共同制作公演（ダンス・ダンス・アジア）

©Tadamasa Iguchi / DANCE DANCE ASIA

[文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～]

- ①双方向の芸術文化交流事業
文化芸術、スポーツ、学術、市民交流の幅広い分野での双方向交流
- ②アジア諸国における日本語学習支援事業
“日本語パートナーズ”を2020年までに3000人以上を派遣。

この他、各国の日本語教育の基盤整備、舞台芸術・美術・映像等を通じた日本文化紹介事業、知識人の招へいや知的交流会議などを実施・支援。

地方公共団体との連携による展開 (文部科学省)

2020年に向けて、全国津々浦々で文化プログラムを展開するために、「**創造都市ネットワーク日本 自治体サミット宣言**」など、地方自治体との様々な連携を推進。平成28年度は、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムに併せて、文化プログラムの本格的な実施に向け、同宣言を取りまとめる予定。



文化庁長官と登壇都市首長等による「創造都市ネットワーク日本 自治体サミット宣言」（平成26年10月31日）

[創造都市ネットワーク日本 自治体サミット宣言]

東京オリンピックパラリンピックを契機として、日本の文化的な景観や資産を活かしたまちづくりを進め、芸術フェスティバルを積極的に世界発信すること等を確認。そのためのネットワークの拡大を宣言。

※文化芸術創造都市（クリエイティブシティ）
文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興、地域活性化の取組。2020年に向けて全国津々浦々で、文化プログラムを実施する際に核となることを期待。77

【大会を通じた新しい日本の創造】 (2) 日本文化の魅力の発信

57-b. 文化プログラムの推進

【概要】

○障害者の芸術振興については、共生社会の実現を図る観点も含め、障害のある人たちがその個性・才能を生かして生み出す芸術作品を世界に発信するため、大会に向けて障害者の文化芸術活動を推進。

障害者の芸術活動を支援するための取組例

- 1 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」の開催
(厚生労働省と文化庁において、平成27年6月30日、12月9日に共同で開催)

〔事業内容等〕・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行う。

2 全国障害者芸術・文化祭の開催

〔事業内容等〕・平成13年度から、障害者芸術・文化祭として、全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として実施。
※ 国民文化祭と同一県で開催

〔平成28年度予算〕 40,244千円

〔開催県〕 愛知県(平成28年12月9日(金)～11日(日) 予定)

3 文化芸術活動の振興

- 地域生活支援事業(障害者の芸術・文化祭のサテライト開催)

〔事業内容等〕 従来の文化芸術活動振興事業に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、平成28年度に愛知県で実施する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の障害者の芸術・文化祭を実施。

〔平成28年度予算〕 地域生活支援事業464億円の内数(補助率: 国1/2以内)

〔実施主体〕 都道府県

- 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業

〔事業内容等〕 地方自治体が、地域の文化芸術資源(現代アート・メディア芸術・工芸など)を活用し、芸術団体や大学及び産業界等と連携して実施する地域経済の発展や社会的包摂(障害者芸術等)に繋がる先進的な取組等を支援

〔平成29年度要求〕 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 45.5億円の内数

〔実施主体〕 国

- 戦略的芸術文化創造推進事業

〔事業内容等〕 芸術文化の振興を図る上で推進することが必要な芸術活動や、障害者の芸術活動に関する調査研究や海外への発信、芸術分野にとらわれない総合的な取組等を実施

〔平成29年度要求〕 戦略的芸術文化創造推進事業 7.8億円の内数

〔実施主体〕 国

【大会を通じた新しい日本の創造】 (2) 日本文化の魅力の発信

58-a. クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】
 ○クールジャパンの効果的なPRとして、日本の魅力を海外に向け、外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者
 同士の連携強化のためのネットワーク構築等に着手。大会に併せたクールジャパンの効果的な発信の在り方の検討の一環と
 して、対象となりうるイベントの特定に向けた検討作業を開始。あわせて、平成27年度において更なるクールジャパン資源の発
 掘に取り組む。

- 従来、以下の例をはじめとする各種のクリエイティブ関連イベントを実施。こうした取り組みをはじめ、
 各種のイベントを一体的に実施することで、日本の魅力を効果的に発信。

ファッション分野



デザイン分野



コンテンツ分野

コンテンツ分野のイベント一覧表:

イベント名	開催期間
TOKYO GAME SHOW 2016	9/15 Thu. - 18 Sun.
TOKYO FILM FESTIVAL	10/25 Tue. - 11/3 Thu.
AnimeJapan 2017	2017/3/24 Fri. - 26 Sun.
Japan Contents Showcase 2016	10/24 Mon. - 27 Thu.
TIMM (Tokyo International Music Market)	10/24 Mon. - 27 Thu.
TIFFCOM (Marketplace for Film & TV in Asia)	10/24 Mon. - 27 Thu.
Tokyo International Anime Festival (TIAF)	10/24 Mon. - 27 Thu.
KYOTO CMEX 2016	7/9 Sat. - December
CEATEC JAPAN 2016	10/4 Tue. - 7 Fri.
文化庁メディア芸術祭 20周年企画展	10/15 Sat. - 11/6 Fri.
Amazon Fashion Week TOKYO	10/17 Mon. - 23 Sun.
第7回ロボット大賞	10/19 Wed. - 21 Fri.
JAPAN PRIZE 2016	10/26 Wed. - 11/2 Wed.
TOKYO DESIGN WEEK	10/26 Wed. - 31 Mon. 11/2 Wed. - 7 Mon.
DIGITAL CONTENT EXPO 2016	10/27 Thu. - 30 Sun.
Tokyo Docs	11/5 Sat. - 10 Fri.
INTERNATIONAL DRAMA FESTIVAL in TOKYO	11/7 Mon. 8 Tue.
Inter BEE	11/16 Wed. - 18 Fri.
MANCA Festival in Malaysia	11/18 Fri. - 20 Sun.

※ その他のイベント: 第32回ATP賞テレビグランプリ / SKIPシティ国際Dシネマ映画祭2016 / 第38回 PFFびあフィルムフェスティバル / 京都国際マンガ・アニメフェア2016 / 2016年 きものサロネー in 日本橋 / 吉祥寺アニメワンダーランド2016 / MPTE AWARDS 2016 第69回表彰式 / 第8回京都ヒストリカ国際映画祭 / JVA Festa 2016 第7回 映文連 国際短編映像祭「映文連アワード2016」 / 第41回瀬布院映画祭 / マジカル福島2016 / 第10回アジア国際子ども映画祭 / Anime Expo2016 / Japan Expo / J-POP SUMMIT / 台湾漫画博覧会

【大会を通じた新しい日本の創造】 (2) 日本文化の魅力の発信

58-b. クールジャパンの効果的なPRの実施

【概要】

○平成27年1月より、官民メンバー参加の下、2020年までの期間とその後を見据えて、「クールジャパン戦略推進会議」を開催し、同年6月、日本の魅力の効果的な発信を更に進めるため「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」を策定。

クールジャパン戦略深化のための5つの視点

- 1 様々な取組に横串を刺し、デザイン視点での編集によって魅力を高める。
- 2 官民の活動を俯瞰し、相互に連携させる。
- 3 世界中から日本に人材を引きつける「人材ハブ」を構築する。
- 4 日本の魅力を外国人目線で再編集し、外国人と協働して発信・展開する。
- 5 地方の魅力を、海外で受け容れられるようにプロデュースする。

クールジャパン戦略深化のための
民間と政府の取組

民間の4つの取組モデル-プロジェクトアイデア-

政府の支援も活用しつつ、民間において以下のプロジェクトが具体化されることを期待

- デザイン分野** 海外のデザイン人材を取り込むため、「デザインラボ/スクール」を設立する。
- コンテンツ分野** 音楽業界一体となった海外進出を後押しする「エージェント組織」及びコンテンツ利活用の拠点を設立する。
- 食分野** 「食の大学院」や「重点都市拠点」等の設立を通じ、日本食の魅力を発信するシステムを構築する。
- 地方・観光分野** 地方の魅力の発掘・磨き上げを行う「ローカル・クールジャパン・プロデュース事業」体制を設立する。

政府の5つの横断的取組 -アクションプラン-

- 1 官民連携プロジェクトを組成するため、「官民連携プラットフォーム」を創設する。
- 2 各分野の人材・情報の集積・発信拠点の構築を目指す民間の取組を、政府が連携して支援する。
- 3 日本ファンの外国人などをアンバサダーとしてネットワーク化する。
- 4 ジェトロ等や地方自治体と連携し、地方におけるクールジャパン相談窓口を整備する。
- 5 地域プロデューサーをリスト化し、地方に情報提供する。

※上記を含め、「情報発信」、「海外展開」、「インバウンド振興」、「地方の魅力の発掘・発信」に係る合計32の取組を実施。

【大会を通じた新しい日本の創造】 (2) 日本文化の魅力の発信

59-a. 和食・和の文化の発信強化

【概要】

○選手村等における日本食の提供や国産食材の活用、大会時の日本食・食文化の発信等の取組を進めていくにあたり、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を平成28年5月に設置し、政府と関係機関の連携体制を整備したところ。今後、同連絡会議での議論・情報共有を通じ、選手村等での日本食の提供や国産食材の活用、日本食・食文化の発信のための課題や方策等を検討していく予定。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議

議長 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
議長代理 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長
副議長 農林水産省食料産業局長
構成員 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
消費者庁審議官
復興庁統括官
文化庁次長
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官
林野庁長官
水産庁長官
経済産業省商務情報政策局長
東京都オリンピック・パラリンピック準備局長
東京都産業労働局長
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長

検討テーマ ①大会関係施設で提供される食事における国産食材の活用
②大会関係施設における日本食・食文化の発信
③大会関係施設外における日本食・食文化の発信

【大会を通じた新しい日本の創造】 (2) 日本文化の魅力の発信

59-b. 和食・和の文化の発信強化

【概要】

- 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における日本の食文化の発信に係る関係省庁等連絡会議」を通じ、選手村等における日本食の提供や国産食材の活用に向けた取組、大会時における日本食・食文化の発信等の取組等を推進。
- 施設等への木材利用の促進を図るため、国、東京都、組織委員会で構成する木材利用等に関するワーキングチームを平成27年10月、平成28年2月、7月に開催。

我が国の農林水産物・食文化による「おもてなし」

食文化で

○ 和食文化で日本の文化を味わってもらう

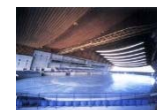
- ・平成25年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食文化の魅力を最大限に発信
- ・選手村等における国産農林水産物の提供
- ・選手村等における日本食メニューの提供
- ・国産・地域食材を積極的に使用している飲食店の紹介
- ・飲食店における多言語表記の推進



和の空間で

○ 木づかいで東北の復興と日本らしさを発信

- ・木材利用で環境に配慮した大会運営を印象づけ
- ・大会施設や選手村等の木造化、内装木質化
- ・木製表彰台、木製家具の整備等
- ・CLT（直交集成板）等先端的な木材製品技術の活用



CLTを活用した建築物



○ 国産畳等の活用で日本らしい大会を演出

- ・日本文化を体感できる「和の空間」の設置
- ・茶道、華道等の体験等も実施
- ・入場先導、メダル授与補助等で和装（純国産絹製品の着物着用）女性の活用
- ・いぐさの柔道畳復活でレガシーの継承に貢献



農山漁村で

○ 農山漁村で日本の文化を感じてもらう

- ・外国語、習慣、宗教等にも対応できる農家民宿等の受入体制の構築
- ・農山漁村の魅力を満喫できる体験プログラムの構築（郷土料理、収穫体験、森林レクリエーション等）
- ・外国人旅行者への農家民宿や体験プログラムに関する情報発信体制の構築



花で

○ 世界最高水準の日本の花で日本らしさを演出

- ・主要都市の空港・駅・公共施設におもてなしの花を設置
- ・マラソンの沿道、表彰台（ビクトリーブーケ）、選手村の食堂等を花で演出



地球に優しく

○ 「もったいない」精神で環境五輪を印象づけ

- ・食品ロスを削減する「もったいない」運動の展開
- ・選手村の食堂等の食器等に低炭素な製品を活用



【大会を通じた新しい日本の創造】 (3) スポーツ基本法が目指すスポーツ立国の実現

60. 障害者スポーツの普及促進

【概要】

○障害者のスポーツ実施率（成人週1回以上:19.2%）等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなど、そのノウハウについて実践研究を実施。

➤ 障害者スポーツについて、平成26年度よりスポーツ振興の観点が強いものを厚生労働省から文部科学省に移管し、取組を強化して実施

障害者スポーツの普及・促進施策

○ 実践・調査研究事業

- ・障害者のスポーツ環境の把握（図1）
- ・地域における障害者スポーツ普及ノウハウの蓄積（図2）
→スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促進 等
- ・特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動、特別支援学校等における体育・運動部活動等の推進（図3）

○ 日本障がい者スポーツ協会補助（厚生労働省から移管）

- ・障害者スポーツの裾野を広げる取組
→指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等
- ※このほか、パラリンピック等世界大会への派遣、選手の育成強化を実施。

○ 全国障害者スポーツ大会開催事業（厚生労働省から移管）

→平成28年10月、岩手県で第16回全国障害者スポーツ大会を開催予定。

障害者のスポーツ環境（図1）

週1回以上の
スポーツ実施率(成人)
19.2%

全都道府県・政令市（67）のうち、スポーツ担当部署で障害者スポーツを所管しているのは、**東京都、佐賀県、鳥取県、福島県、神奈川県、滋賀県、福岡県のみ**

障害者スポーツ専用、または障害者が優先的に利用できるスポーツ施設は**114施設**

一般の体育・スポーツ施設は**約22万施設**

障害者スポーツ指導員は**約23,000人**。週1回以上の定期的な活動者は**約1割**。

日体協公認スポーツ指導者は**約46万人**

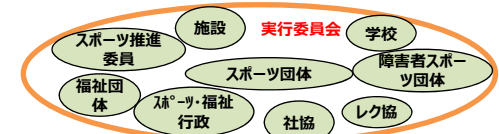
障害者スポーツ振興体制の構築（図2）

これまで スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、**各々でスポーツ活動を実施**



これから

スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各地域で連携・協働体制を構築し、**障害の有無に関わらずスポーツの振興を一体的に図る**。共生社会の実現にも寄与。



障害者スポーツ拠点づくりを推進（図3）

1. 特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動の実施・支援

特別支援学校等を拠点として、在校生、卒業生、地域住民等がともに参加できる障害児・者の地域スポーツクラブを設立し、その活動を支援

2. 特別支援学校等における体育・運動部活動等の支援

障害者スポーツ指導者を特別支援学校等へ派遣し、体育・運動部活動を充実

61. 地域スポーツの推進

【概要】

○ライフステージに応じたスポーツ活動への参画を促進し、スポーツ実施率（成人週1回以上:40.4%）を向上させるとともに、地域における多様なスポーツ資源を活用してスポーツを通じた健康増進や地域活性化を推進。

1. 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実

→幼児期からの子供の体力向上方策の推進、学校体育の充実等

【具体的な取組】

- 体育活動における課題対策推進事業
- 運動部活動指導の工夫・改善支援事業

2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

→国民の誰もがいつでもどこでもいつまでもスポーツに親しめる環境の整備

【具体的な取組】

- スポーツ医・科学等を活用した健康増進プロジェクト
- スポーツによる地域活性化推進事業（スポーツを通じた健康長寿社会等の創生）
- 地域における障害者スポーツ普及促進事業

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

→ コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
地域スポーツと企業・大学等との連携

【具体的な取組】

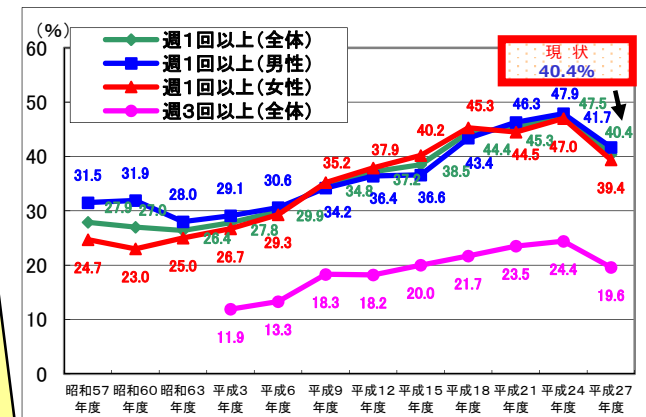
- 多様な主体や周辺の総合型クラブとの連携の仕組みづくりなど、クラブの運営面の強化を支援
- スポーツによる地域活性化推進事業
(スポーツを通じた健康長寿社会等の創生、地域スポーツコミッション活動支援事業)

4. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

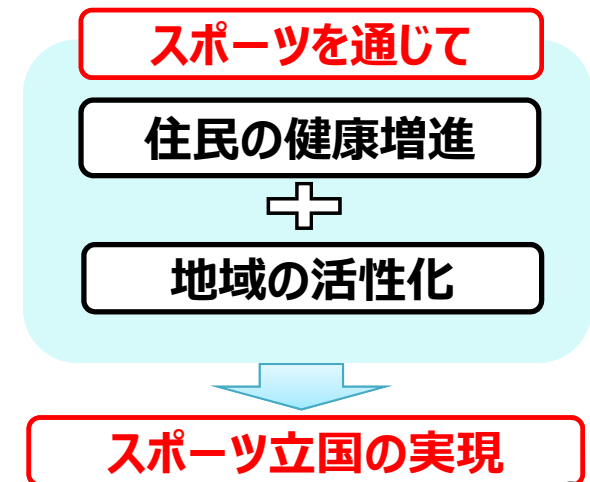
【具体的な取組】

- スポーツによる地域活性化推進事業（地域スポーツコミッション活動支援事業）
- スポーツキャリアサポート戦略

成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移



(出典)「体力・スポーツに関する世論調査」(平成24年度まで)及び「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(平成27年度)」に基づく文部科学省推計



62. 受動喫煙防止対策の推進

【概要】

- 近年の全てのオリンピック・パラリンピック開催地では、受動喫煙防止に関し強制力を持った法令上の措置が講じられている。平成27年6月、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣から厚生労働大臣に対して、厚生労働省と内閣官房オリパラ事務局が協力して、2020年に向けた受動喫煙防止対策に取り組むよう要請を実施。平成28年1月に受動喫煙防止対策強化検討チームを立ち上げ、立法措置も含め検討を開始。

受動喫煙防止対策強化検討チームについて

設置趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、健康増進の観点に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に設置。

- * 庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省において処理。

構成員

座長	内閣官房副長官（事務）
副座長	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長 内閣官房副長官補（内政担当） 厚生労働事務次官
構成員	内閣官房、財務省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 の局長級
オブザーバー	東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の局長級

- * 厚生労働省健康局健康課長を座長、関係行政機関の課長級を構成員としたワーキンググループを設置。

（参考）

WHOとIOCとの合意（2010年）

- 世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、たばこのないオリンピック及び子どもの肥満を予防することを共同で推進することについて合意した。（2010年7月21日ローザンヌ）

63. 大会に向けたアクセシビリティの実現

【概要】

○障害の有無に関わらず、全ての人にとってアクセス可能な大会を実現するため、大会関係施設やアクセス経路等のユニバーサルデザイン化や関係者による「心のバリアフリー」を推進すべく、大会に向けたハード・ソフト両面でのバリアフリー化を図るため、大会組織委員会、東京都、国が主催する「アクセシビリティ協議会」を平成26年11月に設置。障害者団体等の参画も得て「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」の策定に向けた検討を行い、構造物の設計段階で必要な項目等について暫定基準を取りまとめ、平成28年1月にI P Cより承認を受けたところ。残りの項目について検討を継続し、6月にガイドライン全体として取りまとめ、I P Cに最終承認申請を行っているところ。I P C承認後は、その遵守に向けて、公共交通事業者等を含めた関係者への働きかけを行う予定。

アクセシビリティ協議会の目的

ガイドライン
の策定・承認

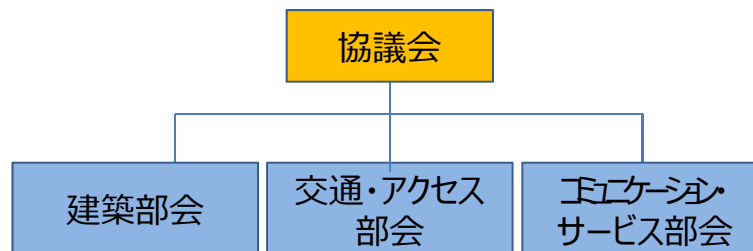
大会に向けたハード・ソフト両面の整備及び運営に活用することを目的とした「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を策定する。(ガイドラインは国際パラリンピック委員会による承認が必要)

ガイドライン
の周知・反映

大会会場等の設備設計や、情報発信・観客誘導等の大会運営に当該ガイドラインを反映させるべく周知を徹底する。また、公共交通を含めたアクセス経路におけるユニバーサルデザイン化や、幅広い関係者による心のバリアフリーに向けて働きかけを行う。

アクセシビリティ協議会の概要

- ・**主催**：内閣官房オリパラ室、東京都、組織委員会（事務局）
- ・**構成メンバー**：組織委員会、国、関係自治体、障害者団体、障害者スポーツ団体、その他関係団体
- ・**部会**：協議会の下に、部会を設置し、具体的な検討を行う。
(障害者団体を含む当事者団体と意見交換を重ね、その意見も踏まえてガイドラインを策定)



64. 大会を契機としたユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進

【概要】

○大会を共生社会実現に向けた絶好の機会と捉え、全国において心のバリアフリー及びユニバーサルデザイン化を推進し、大会以降のレガシーとすべく、平成28年2月に「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置。その後、様々な種別の障害者団体や有識者等との意見交換を通じ、共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する特別視やステレオタイプの理解を排し、「障害の社会モデル（※）」をベースとした取組を推進すべきことを確認した。8月には、幅広く学校教育や企業研修において「心のバリアフリー」を反映することや、大会に向けた重点的なバリアフリー化、全国各地において高い水準のユニバーサルデザインを推進すること等、総合的な施策の方向性をとりまとめた（ユニバーサルデザイン2020 中間とりまとめ）。今後、制度面等を含む詳細について議論を深め、年末に最終とりまとめを行う予定。

※障害者権利条約に反映された理念で、「『障害』は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という考え方。

ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議 における検討経緯（平成28年2月～）

様々な障害種別の障害者団体（18団体）や有識者等の関係者の意見を取り入れ、総合的な施策の方向性を検討。



中間とりまとめ（8月）

<共通の認識>

- ・障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる2020年パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて社会構造を変える絶好の機会であり、この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ取組を展開すべき
- ・「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方を共有し、全国で人々の心にある障壁の除去に向けた取組（「心のバリアフリー」）及び物理的障壁や情報にかかわる障壁の除去に向けた取組（ユニバーサルデザインの街づくり）を推進

<具体的施策の柱>

「心のバリアフリー」

- 1) 学校教育における取組
幼児期から青年期まで発達段階に応じ切れ目なく「心のバリアフリー」教育を展開
- 2) 企業等における取組
幅広い企業が「心のバリアフリー」社内研修や障害のある人の活躍しやすい環境づくり等に取り組み
- 3) 地域における取組
障害のある人が生活する地域で、そこに住む人々とのつながりを通じた切れ目なく持続可能な取組等を展開
- 4) 国民全体に向けた取組
- 5) 障害のある人自身による取組

ユニバーサルデザインの街づくり

- 1) 東京大会に向けた世界水準での重点的なバリアフリー化
競技会場やその周辺エリアの道路、駅、空港等において東京大会で求められる世界水準のバリアフリー化を実現
- 2) 全国各地において高い水準のユニバーサルデザインを推進
Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえ、交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正、建築設計標準の改正 等

今後の検討

✓ 今後、中間とりまとめをベースに、年末の最終とりまとめに向けて、制度面等の詳細について、議論を継続

✓ 2020年に向けて、毎年PDCAサイクルを回しつつ、各施策を実行。（本年、既に開始できる施策については、随時実施）

65. バリアフリー対策の強化

【概要】

○ 1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設、特定道路について、2020年度までに原則100%のバリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標の着実な達成に向けて取組を推進中。加えて、8月の「ユニバーサルデザイン2020 中間とりまとめ」を踏まえて、東京大会に向けた首都圏空港から競技会場等に至る世界水準での重点的なバリアフリー化の推進、バリアフリー基準やガイドラインの改正等を通じた全国のバリアフリー水準の底上げ、交通事業者の接遇や研修の改善等を通じた心のバリアフリーの推進に取り組んでいくこととしている。

ユニバーサルデザインの街づくり

<東京大会に向けた重点的なバリアフリー化>

空港から競技会場等に至る世界水準のバリアフリーを推進、東京のユニバーサルデザインの街づくりを世界にアピール

○競技会場周辺エリア等の連続的・面的なバリアフリー化の推進

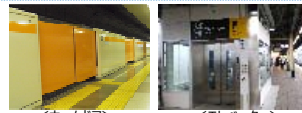
- ・アクセス道路のバリアフリー化を推進
- ・主要な都市公園等のバリアフリー化を推進 等



<バリアフリー化実施例>

○主要鉄道駅、ターミナル等におけるバリアフリー化の推進

- ・大会関連駅のエレベーター増設や、ホームドア整備等を重点支援 等



<ホームドア>

<エレベーター>

○成田空港、羽田空港国際線ターミナル等のバリアフリー化の推進

- ・世界トップレベルのユニバーサルデザイン化に向けた数値目標を設定 等



○リフト付きバス・UDタクシー車両等の導入促進

- ・空港アクセスバス・UDタクシー等の導入に向けて重点支援 等



<全国各地における高い水準のバリアフリー化の推進>

今後の超高齢社会への対応、地方への観光誘客拡大等の観点から、全国のバリアフリー水準の底上げを図り、東京大会のレガシーとする

○バリアフリー基準・ガイドラインの改正

- ・東京大会に向けた基準を踏まえ、国内基準・ガイドラインを改正し全国のバリアフリー水準を底上げ 等



○観光地全体のバリアフリー化

- ・障害のある人が訪れやすい観光地づくりに向け、観光地エリア全体の面的なバリアフリーを推進 等



<観光地>

○都市部等における複合施設（大規模駅や地下街等）を中心とした面的なバリアフリーの推進

- ・地域の中核となる施設を中心に連続的かつ面的なバリアフリーを推進 等

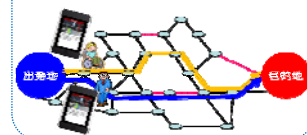
○公共交通機関等のバリアフリー化

- ・鉄道、旅客船ターミナル、空港、バス・タクシー等におけるバリアフリー化を更に推進 等



○ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援

- ・ICTを活用し、障害のある人等が自立して移動できる環境の整備 等



○トイレの利用環境の改善

- ・様々な障害のある人にとって利用しやすいトイレ環境の整備 等



心のバリアフリー

○交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実



66. ICT化を活用した行動支援の普及・活用

【概要】

○ユニバーサル社会の構築に向け、大会を当面の目標とし、屋内外の電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、及び移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等 が多様なサービスを提供できる環境を整備する。さらに、社会全体のICT化実現に向け、産学官共同で検討する「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」における平成27年7月の「アクションプラン（第一版）」において明記された、多言語音声翻訳、デジタルサイネージの推進、スマートフォンや交通系ICカードを活用した入国から出国までのスムーズな移動や言語等の属性情報に応じた情報提供など、利便性を具体的に感じられるサービスの実現に向けた検討、取組を引き続き実施。

歩行者移動支援サービスのイメージ



2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会

【目的】

東京大会以降の我が国の持続的成長も見据えた、2020年に向けた社会全体のICT化の推進方策について検討。

【検討事項】

(1) 2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン

① 実現を図るべき事項

(都市サービスの高度化 (IoTおもてなしクラウド)、高度な映像配信サービス、無料公衆無線LAN環境の整備促進、ICTを活用した多言語対応の実現、4K・8Kの推進、デジタルサイネージの機能拡大、放送コンテンツの海外展開、世界一安全なサイバー空間の実現等)

② 目標とすべき時期

(2) 官民の役割分担

【スケジュール】

平成27年7月に「2020年に向けた社会全体のICT化アクションプラン（第1版）」をとりまとめたところ。

2020年の社会全体のICT化の実現に向けた検討、取組を引き続き実施

67.大会を弾みとした働き方改革等ワーク・ライフ・バランスの推進

【概要】

○働き方改革等のワーク・ライフ・バランスを進め、我が国における女性活躍を加速することを通じて、共生社会を実現するとともに、オリンピック憲章の根本原則を実現し、大会組織委員会が取り組む持続可能性に配慮した調達に資するよう、「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、企業のインセンティブとして、国や独法等の調達でワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価するとともに、同様の取組が地方公共団体、民間企業等においても広がるように働きかけや啓発等を進める。

